

第3次始良市地域福祉計画 (案)

令和6年3月
始良市

《「害（がい）」の表記について》

本計画においては、「害」の字の表記について、「障がい者（障がい児）」「障がいのある人（児童）」というように可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名、事業所名の固有名詞については変更せずに、「害」の字を使用しています。

《本文中の用語について》

語句右上に※印が付いている用語は、資料編の用語集で説明しています。なお、複数回出てくる用語については、2回目以降※印を省略しています。

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 地域福祉計画に求められるもの.....	1
3 計画の位置づけ.....	3
4 福祉関連分野との関係.....	4
5 計画の期間.....	6
第2節 計画の策定体制.....	7
1 地域福祉計画策定委員会の開催.....	7
2 行政内部での検討及び評価.....	7
3 市民参加の体制.....	7
4 計画の進行管理.....	7
第2章 市の現状と地域福祉推進のための課題.....	8
第1節 始良市の概況.....	8
1 人口と世帯の状況.....	8
2 介護や支援を必要とする市民の増加.....	9
3 地域力の現状.....	11
4 第2次始良市地域福祉計画における取組状況.....	14
基本目標1：「SOS」を発見し「安心」を形にする.....	14
基本目標2：「利用者本位」のサービスを提供する.....	16
基本目標3：市民・地域と行政の協働による地域福祉推進.....	16
第2節 アンケート調査からみる地域福祉の現状.....	18
1 地域福祉に係る市民意識とニーズ.....	18
2 福祉関連分野の各個別計画に関する実態調査.....	25
第3節 現状からみた課題.....	27
1 相談支援体制の充実.....	27
2 情報発信の充実.....	27
3 地域住民が交流できる場の充実.....	27
4 安全で安心して生活できる体制の充実.....	27
5 地域の関係団体や関係機関との更なる連携強化.....	27
6 人材の育成.....	27
第3章 計画の基本的な考え方.....	28
第1節 基本理念.....	28
第2節 基本目標.....	29
第4章 基本目標に対する施策と取組.....	32
第1節 計画の体系.....	32
基本目標1 「「SOS」を見逃さず「安心」を形にする」.....	34
【施策】(1) 包括的な相談支援体制の充実.....	34

【施策】(2) 地域の福祉課題に関心をもつきっかけづくり	35
【施策】(3) 安心できる生活を支える仕組みの整備	36
【施策】(4) 安全に暮らせるまちづくり	38
基本目標2「多様化する福祉課題への対応」	40
【施策】(1) 多様なニーズに対応できる体制づくり	40
【施策】(2) 必要とする人に適切な情報を提供するための取組	40
【施策】(3) 良質で多様な福祉サービス供給の仕組みづくり	42
基本目標3「地域と行政の協働による地域福祉の推進」	45
【施策】(1) 総合的な地域福祉力の強化	45
【施策】(2) 地域福祉を支える担い手の支援	45
【施策】(3) 地域共生社会の実現に向けた支援	46
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	48
1 策定の背景	48
2 計画の位置付け	48
3 計画の期間	48
4 成年後見制度について	48
5 本市の現状について	49
6 ニーズ調査の取組について	51
7 施策の展開	55
基本施策1 地域で支える体制づくり	55
基本施策2 安心して暮らせる地域づくり	57
8 計画の推進	58
第6章 身寄りがない方への支援	59
1 「身寄り問題」とは	59
2 始良市の現状について	59
3 課題	60
4 施策の展開	60
第7章 再犯防止推進計画	61
1 計画策定の背景	61
2 計画の位置づけ	61
3 計画の期間	61
4 本市の現状	62
5 課題	64
6 施策の展開	64
資料編	65
1 始良市地域福祉計画策定委員会設置要綱	65
2 始良市地域福祉計画策定委員会委員名簿	67
3 用語集	68

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民、地域団体（自治会や校区コミュニティ協議会*など）、社会福祉法人やNPO*法人などの事業所、地域ボランティア、行政がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

本市では、「みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり」という基本理念のもと、平成31年に「第2次始良市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

一方で、高齢者の割合も急速に増加し、少子高齢化社会が進行しています。高齢者の中には一人暮らしをする人や夫婦だけの世帯が増えており、高齢者ケアや地域の支え手となる人材不足も深刻な問題となっています。

これらの社会的変化により、隣近所とのつきあいの希薄化が進み、世帯の孤立が進行しています。地域のつながりの薄さからくる「孤立」の状況は、悩み事を相談できない環境に置かれることもあり、高齢者等の孤独死や高齢者、障がい者等への虐待*など大きな問題につながるケースもあります。

また、困難事例の中には、生活困窮者、ヤングケアラー*、ひきこもり、8050問題*など、いくつもの課題が複雑に絡み合っているケースも多く、公的な福祉サービスだけではこれらの課題に対応することが難しくなっており、地域の連携やボランティア活動、民間企業の参加など、多角的なアプローチが求められています。これらの課題については、地域社会全体で協力し、支え合う仕組みを構築していく必要があります。このような課題の解決に向けて、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「第3次始良市地域福祉計画」を策定するものです。

2 地域福祉計画に求められるもの

（1）地域福祉計画とは

地域包括ケアシステムの強化のために介護保険法等の一部改正と社会福祉法が一部改正され、地域共生社会の考え方が社会福祉法に位置付けられました。その中で、地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項などを記載した「地域福祉計画」の策定が努力義務化されました。

始良市地域福祉計画は、この改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉推進の在り方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

また、令和3年には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3年4月）が成立し、地域共生社会実現のための「重層的支援体制整備事業」が新設され、この整備事業の実施検討も含めながら計画策定を行います。

■社会福祉法（抄）■

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■地域福祉推進に関わる項目■

（地域福祉の推進）

第 4 条第 2 項 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■包括的な支援体制の整備に関わる項目■

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

■重層的支援体制整備事業に関わる項目■

(重層的支援体制整備事業)

第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

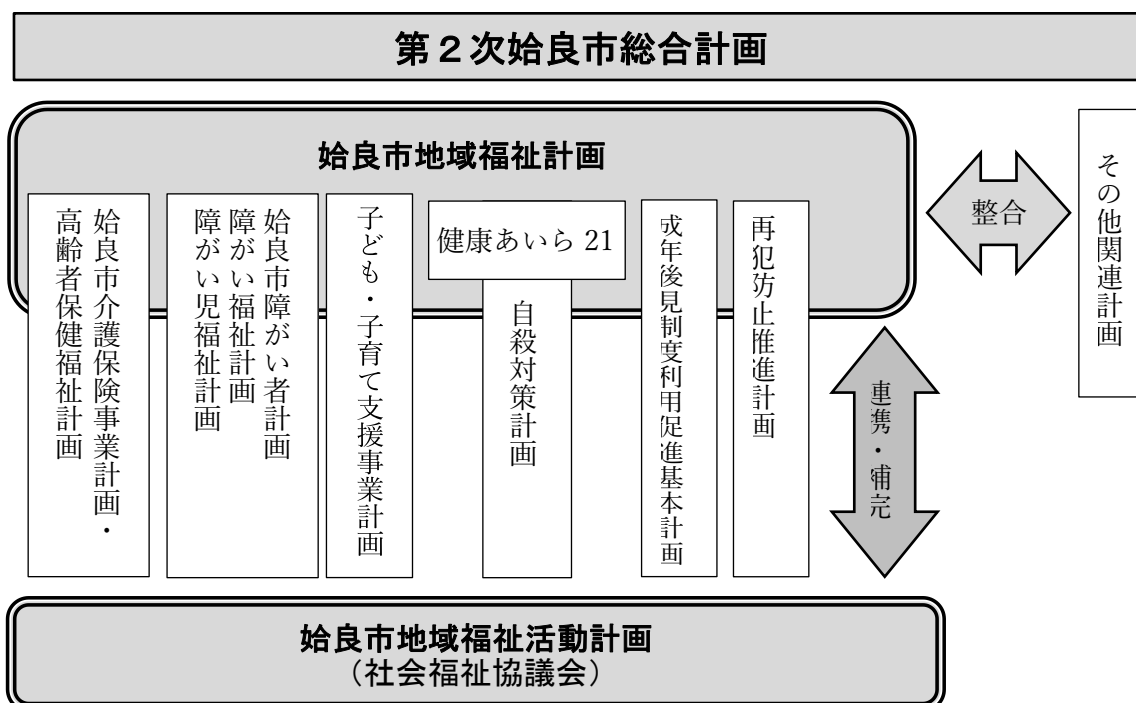
(2) 地域福祉計画の方向性

「地域共生社会」の具現化及び推進を目指すためには、行政の取組のみならず、地域を支援し、地域が主体となっていく仕組みづくりが必要です。地域住民一人ひとりの行動やセルフケア(自助)、地域や隣近所など身近な人間関係の中での助け合い(共助)、そして公的な制度による福祉サービス(公助)の3つの力が協働することを念頭に、地域での支え合いや助け合いによる福祉の取組について方向性を定めます。

3 計画の位置づけ

本計画は、始良市総合計画に掲げる基本理念「可能性全開！夢と希望をはぐくむまちづくり ～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」の考え方を踏まえ、高齢者、障がい者、子ども等に係る各個別計画との整合性及び連携を図り、これらの計画を内包する保健福祉分野の総合計画とします。

また、始良市社会福祉協議会※が策定する「始良市地域福祉活動計画」と計画の理念を共有し、地域福祉推進の中核として位置づけられる始良市社会福祉協議会と連携して諸施策を推進します。



※県の関連計画：高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画、老人福祉計画）、

障害者計画、保健医療計画、地域福祉支援計画、再犯防止推進計画 等

※国の関連計画：障害福祉計画、障害者基本計画、健康日本 21、健やか親子 21 等

成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画 等

4 福祉関連分野との関係

介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康あいら 21 の各個別計画との関係からみた、地域福祉で取り組むべき主要項目は以下のとおりです。

(1) 高齢者保健福祉分野

取組の方向性	高齢者が住みなれた地域で、安心していきいきと暮らし続けられるまちづくり
今後の課題	●地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの推進を図るため、地域社会で支え合う体制づくりの推進と関係機関等と連携及び協働し、多様な生活支援サービスの充実を図ります。 ●「共生」「予防」を両輪とする施策を推進する「認知症施策推進大綱」の考え方を基に、認知症の人やその家族の視点を重視しながら総合的に認知症施策を推進します。 ●介護サービスの質や量を、限られた財源の中で最大限有効活用できるよう、事業者や人材の質の向上を図ります。また、高齢者の自立した生活に向け、個々にあったサービスを選択できるよう事業適正化を推進します。 ●住民主体の地域での介護予防や自立支援の取組をさらに推進します。高齢者も地域の中で役割をもち、担い手として社会参加できるよう、助け合いの地域づくりを進めます。

(2) 健康増進分野

取組の方向性	わたしもあなたも支えあい 夢と希望があふれるまち ～みんなが主役の健康づくり～
今後の課題	●食生活や飲酒、喫煙などの生活習慣の改善や運動習慣の定着化への取組、各種健（検）診を受診しやすい環境づくりや受診勧奨等による受診率の向上など早期発見及び治療等に関する施策を通して、各ライフステージに応じた生活習慣病の発症や重症化予防につながる支援に取り組めます。 ●こころの健康の保持や増進のため、十分な睡眠や休養の重要性の周知、ストレスの管理やこころの病への対応ができるよう、相談体制の充実等に努め、こころの問題の解決に向けた取組を推進します。また、うつ病やこころの病に関する正しい知識の普及啓発活動を推進し、ゲートキーパー*の養成による人材育成をはじめ、市民、地域社会、関係機関が一体となったこころの健康づくりを進めます。

(3) 障がい福祉分野

取組の方向性	障がい者（児）とその家族が自分らしく暮らし続けられるまちづくり
今後の課題	●「障がい者（児）とその家族が自分らしく暮らし続けられるためのまちづくり」を実現するため、以下の基本方針に基づき、障がい者（児）の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進します。 ●障がい者（児）が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るとともに、社会のあらゆる場面における障がいを理由とする差別の解消を進め、合理的配慮の提供の実施を推進します。 ●障がい者（児）の意思決定支援を推進するとともに、その意思を尊重し、必要とする支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、相談支援体制及び福祉サービス等の提供体制の充実に取り組めます。 ●障がい者（児）の地域での生活を支える在宅サービスや経済的な自立を支える就業の機会の提供体制の充実、各種手当等の利用促進を推進します。 ●障がい児及びその家族への相談支援体制を構築するとともに児童のライフステージに合った切れ目ない支援を推進します。また、障がいの有無に関わらずすべての児童がともに成長できるよう、インクルーシブ教育※を推進します。

(4) 子ども子育て支援分野

取組の方向性	男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり
今後の課題	●地域子育て支援センター※を拠点に連携強化し、相談や情報提供、子育てサークルの支援を推進します。一時的保育や養育支援の充実、家庭の悩み解消に努めるとともに、経済的支援を継続しつつ相談体制を確保し、周知します。 ●安心して妊娠や出産できる環境の確保や乳幼児健診、健康相談、健康教育の充実などにより、各種健診の受診率向上と疾病の早期発見や治療に努め、心身の健康づくりを推進します。 ●子どもの自主学習と人間性の育成を推進し、地域への連携も強化します。また、地域住民の協力を得て、連携や協働を図るとともに、ネットワークづくりや、子どもの心の問題に寄り添った対応、心身の健康に配慮した保健教育を実施します。 ●ワーク・ライフ・バランス※について市民や事業所等に情報を提供し啓発を行い、取組の理解促進に努めます。また、放課後の居場所を確保し、児童の安全に努めます。さらに、保護者に対して、産前及び産後休暇、育児休業中の情報提供や相談支援等にも取り組みます。育児休業が終了する場合の保育所入所や保育サービス利用など円滑化に努めます。 ●ひとり親家庭等の自立支援を推進し、居宅介護や障がい児支援の充実と連携を図ります。また、多様なニーズに応える相談支援や生活支援に取り組み、教育及び保育施設における障がい児支援の強化や相談に細やかに対応します。

5 計画の期間

計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5か年とします。ただし、取り巻く情勢の急激な変化及び市民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。見直しは計画の3年目を目途とし、計画に基づく取組の進捗状況の把握やモニタリング調査を実施した上で、地域福祉計画策定委員会の場で評価及び検討を行うものとします。

第2節 計画の策定体制

1 地域福祉計画策定委員会の開催

地域団体や福祉施設等の代表者及び学識経験者等、市民代表からなる「地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

2 行政内部での検討及び評価

本市の各部課において、第2次始良市地域福祉計画における、取組及び施策の評価及び第3次始良市地域福祉計画素案の検討を実施しました。

3 市民参加の体制

(1) 市民アンケート調査の実施（市民2,000人を対象）

基礎データを得るためにアンケート調査を実施し、地域の福祉課題及び市民ニーズを把握しました。

(2) 福祉関係団体アンケート調査の実施（64団体を対象）

地域福祉の推進に関わる福祉関係団体に対してアンケート調査を実施し、具体的な課題を把握しました。

(3) パブリックコメントの実施（令和5年12月1日から令和6年1月5日まで）

市民の意見を把握し、計画に反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

4 計画の進行管理

本計画で定める各種施策の推進については、実効性を高めるため、計画に基づく取組の実施状況を検証し、計画の進捗状況を把握します。こうした推進の仕組みとして、計画、実行、点検（評価）、見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取組の推進を図ります。



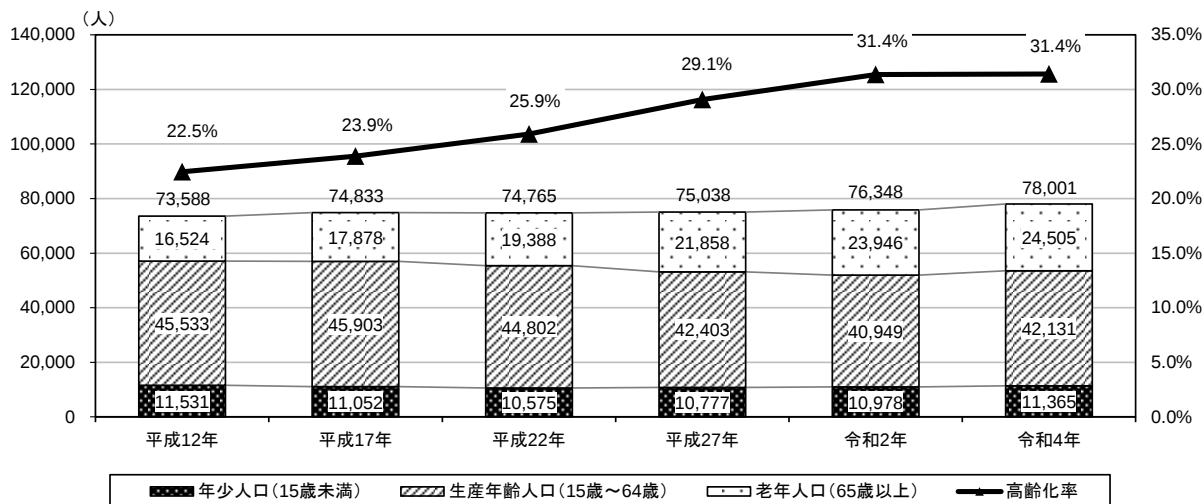
第2章 市の現状と地域福祉推進のための課題

第1節 始良市の概況

1 人口と世帯の状況

(1) 年齢三区分別人口及び高齢化率の推移

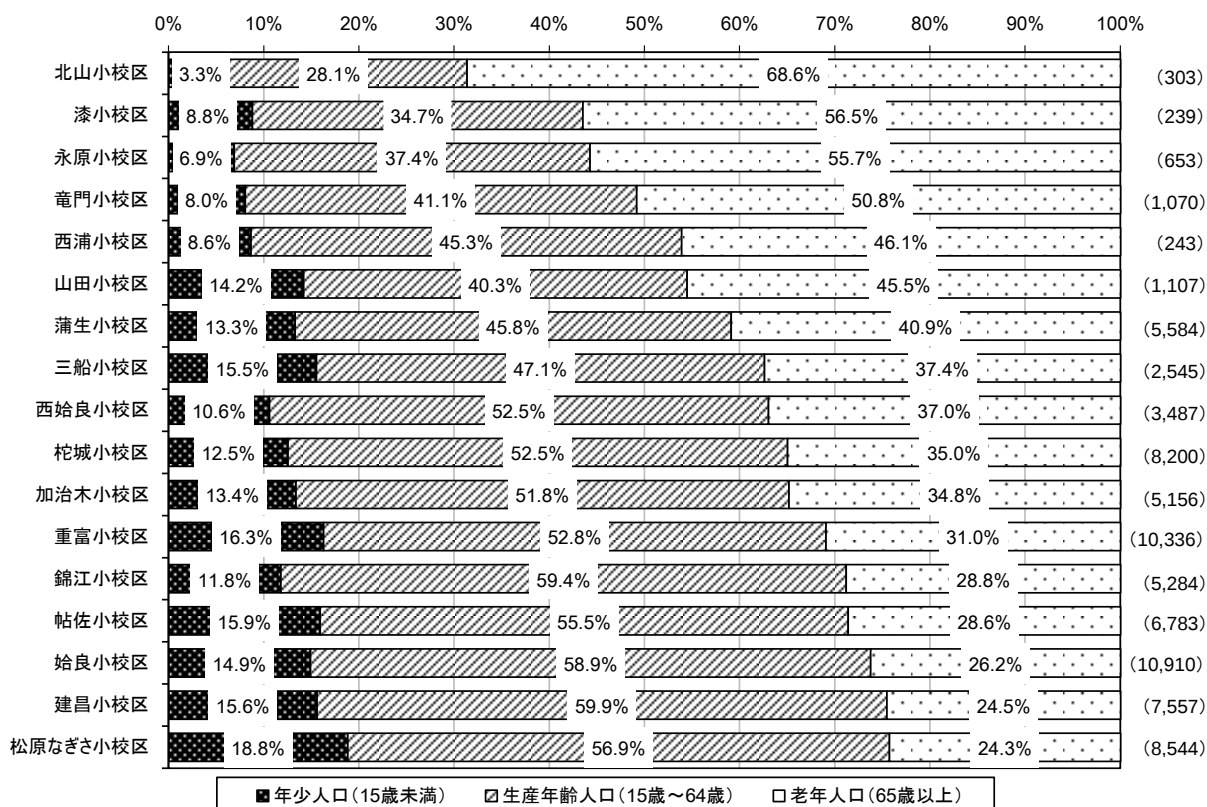
三区分別人口は、増加傾向であり、令和4年10月1日現在で78,001名です。老年人口も22.5%（平成12年）から31.4%（令和4年）へと上昇し、高齢化が進んでいます。



資料：国勢調査（各年） ※令和4年は市の統計値

(2) 小学校区別年齢三区分別人口構成割合

北山小校区、漆小校区、永原小校区、竜門小校区では老年人口の割合が50%を超えており、高齢化の進行が顕著に表れています。

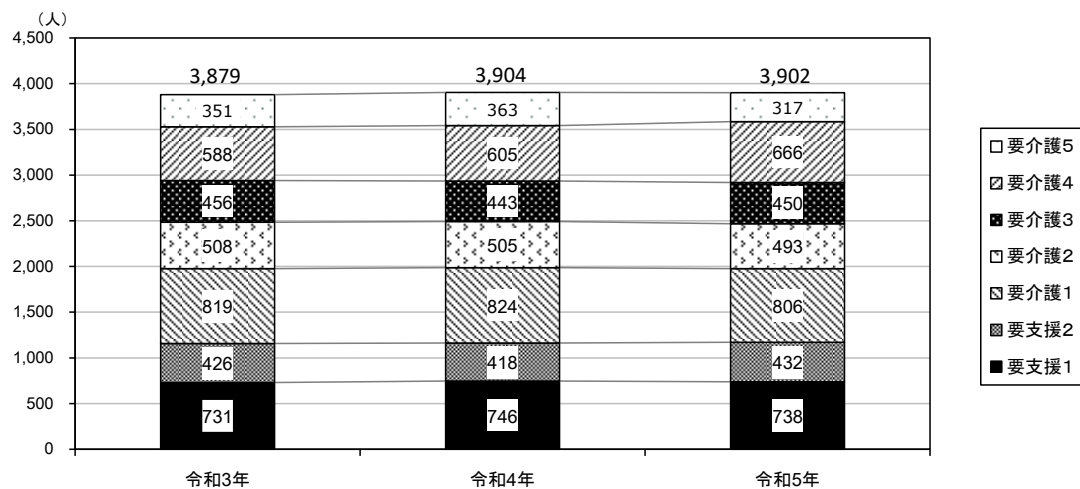


※（ ）内の数字は校区の総人口を表す。 資料：住民基本台帳データ（R4.10.1時点）

2 介護や支援を必要とする市民の増加

(1) 要介護認定者数の推移

要支援及び要介護認定者数は、横ばいとなっています。

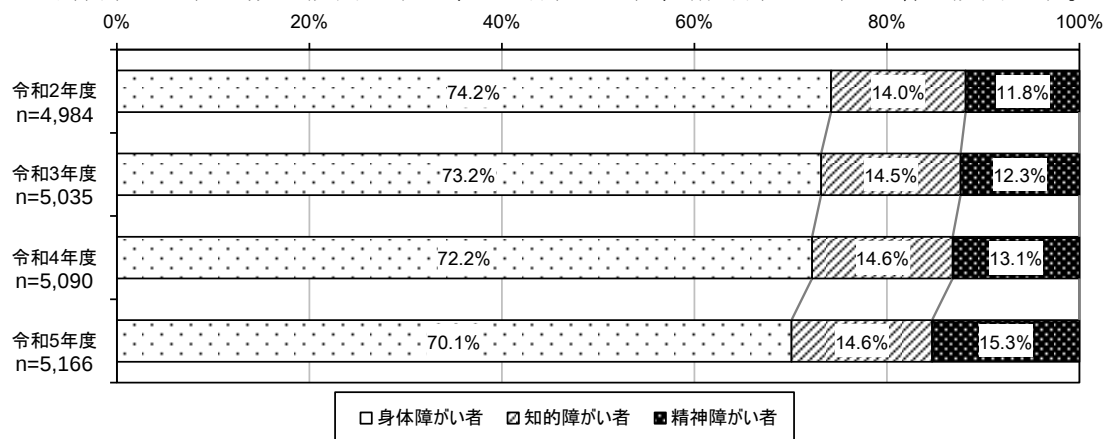


資料：介護保険事業状況報告 各年度3月月報

(2) 障がい者の推移

① 障がい種類別障がい者数の構成比の推移

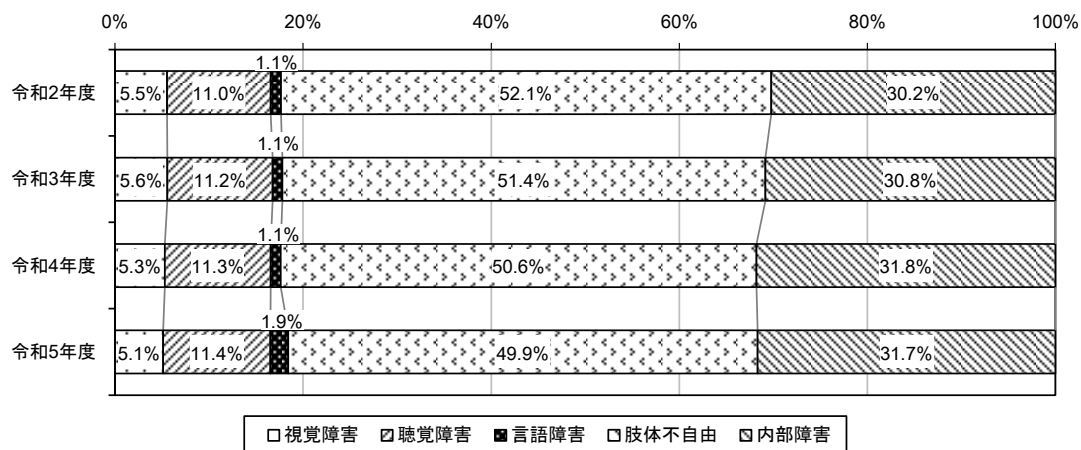
身体障がい者は減少傾向ですが、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向です。



資料：庁内資料 各年度4月1日現在

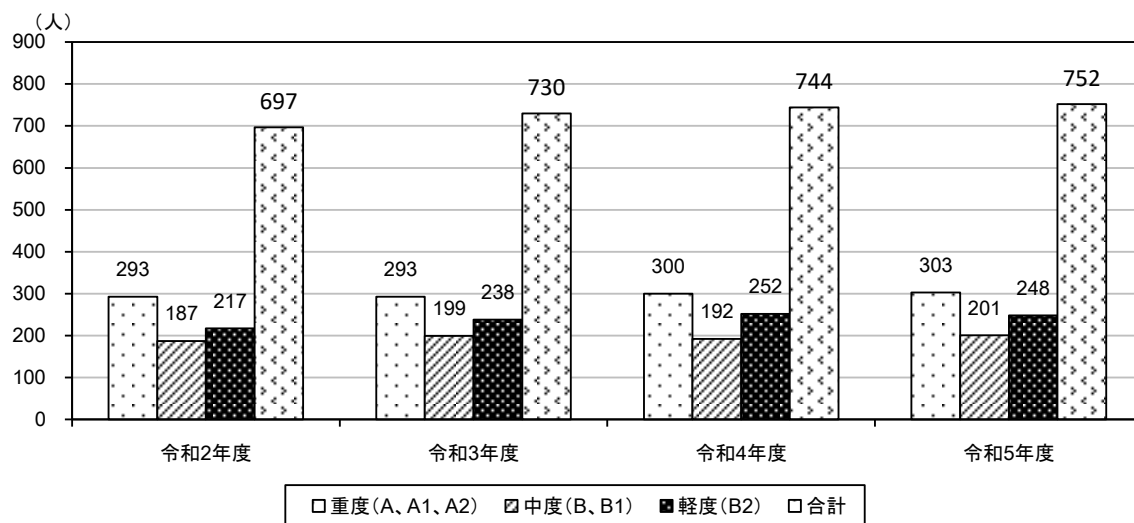
② 身体障がい者数の構成割合（障がい部位別）

障がい部位別の構成割合に、大きな変化はありません。



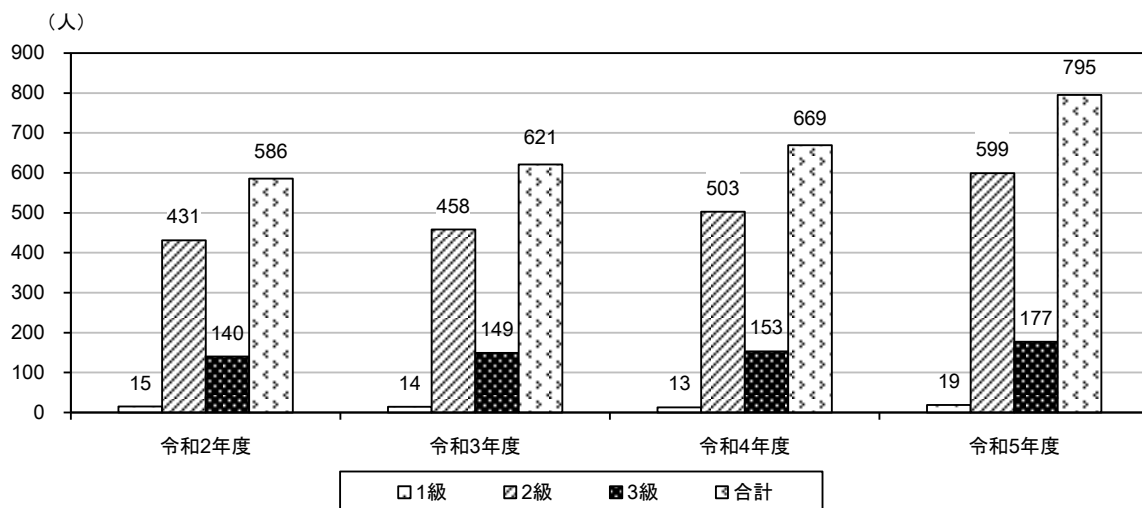
資料：庁内資料 各年度4月1日現在

- ③ 知的障がい者数（療育手帳所持者）の推移
療育手帳所持者数は横ばいとなっています。



資料：庁内資料 各年度4月1日現在

- ④ 精神障がい者数（手帳所持者）の推移
精神障がい者（手帳所持者）数は増加傾向です。



資料：庁内資料 各年度4月1日現在

（3）その他支援を必要とする人の推移

- ① 生活保護の被保護人員及び世帯数の推移

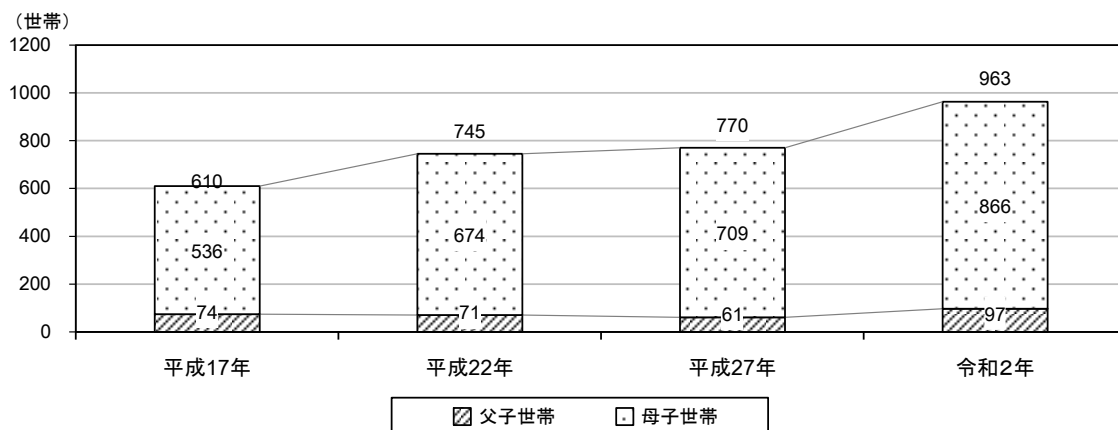
生活保護世帯は、令和3年度まで増加、令和4年度は前年度から減少しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世 帯 数 （世 帯）	709	723	732	714
人 員 （ 人 ）	946	955	977	954
保 護 率 （ % ）	12.37	12.47	12.76	12.43

資料：社会福祉課（各年度3月末日現在）

② ひとり親世帯の推移

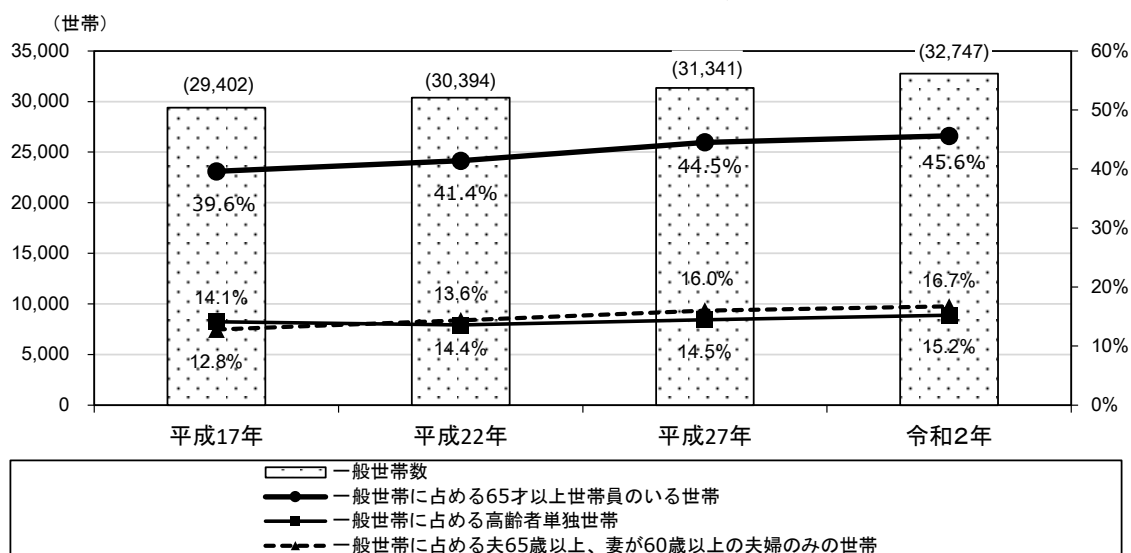
ひとり親世帯は、平成 27 年から令和 2 年にかけ、大幅に増加しています。



資料：国勢調査（各年）

③ 高齢者世帯の推移

平成 17 年から令和 2 年まで、全ての項目において増加しています。



※高齢者単独世帯（平成 27 年調査までは高齢単身世帯）：65 歳以上の人一人のみの一般世帯

※夫 65 歳以上、妻が 60 歳以上の夫婦のみの世帯（平成 27 年調査までは高齢夫婦世帯）：夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上の夫婦一組のみの一般世帯

資料：国勢調査（各年）

3 地域力の現状

（1）始良市内地域福祉に関する組織や人材

① 本市の地域活動を支える組織や人材

名 称	単位	実数
NPO法人	団体	36
ボランティア登録（社協） 団体登録者人数 3,829 人	団体	202
ボランティア登録（社協）	個人	77
民生委員・児童委員※	人	141
主任児童委員※	人	7
いきいきサポーター「えーど」※	人	128
保護司	人	19
人権擁護委員	人	10
消防団員	人	493

資料：始良市、始良市社会福祉協議会（令和 5 年 6 月現在）

② NPO法人別活動分野一覧

番号	法人名	活動分野																				活動分野計
		① 保健福祉	② 社会教育	③ まちづくり	④ 観光	⑤ 農山漁村	⑥ 学術・文化	⑦ 環境	⑧ 災害救援	⑨ 地域安全	⑩ 人権	⑪ 国際協力	⑫ 男女共同	⑬ 子ども育成	⑭ 情報化社会	⑮ 科学技術	⑯ 経済活動	⑰ 職業能力	⑱ 消費者保護	⑲ NPO支援	⑳ 条例既定	
1	くすの木自然館	●	●	●	●		●	●				●		●			●			●		10
2	ケアネットあいら	●																		●		2
3	島津義弘公奉賛会						●					●		●								3
4	鹿児島地域福祉協会	●	●	●							●			●								5
5	始良スポーツクラブ	●					●															2
6	山・里・まち整備室			●				●		●								●				4
7	児童クラブスマイル	●												●								2
8	あまみ紬人	●		●			●															3
9	Lab蒲生郷	●	●	●	●	●	●	●		●	●			●			●			●		12
10	四季の会	●	●				●	●						●								5
11	森の学校楠学園	●	●											●								3
12	鹿児島作曲協会	●	●				●							●								4
13	児童クラブけんぜん		●											●								2
14	夢協働やまだ	●																●		●		3
15	Lかごしま	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	19
16	サポートロコペリ	●																				1
17	生活支援センター	●		●														●				3
18	あぐり倶楽部始良松原	●	●	●				●		●							●					6
19	S.O.R.A	●	●	●			●							●								5
20	くらしを支援する会		●								●		●						●			4
21	アーク・サポート	●	●	●		●																4
22	アイデアラボ		●	●			●										●			●		5
23	あいら披露芽隊			●	●	●									●		●					5
24	tali	●												●								2
25	あいら子育て・地域支援情報局みちみち	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	15
26	愛夢里	●	●								●			●						●		5
27	始良市サッカー協会			●			●							●						●		4
28	自立支援センター愛ら	●																●				2
29	霧島ジオパーク友の会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	19
30	ばすてる	●												●				●				3
31	あいら花みずき	●	●											●				●		●		5
32	グループワーク円居	●	●	●							●		●	●						●		7
33	日本子どもと伝承遊び学会		●				●							●								3
34	かっちゃん・たもりん	●		●						●							●			●		5
35	future	●	●								●											3
36	あいら未来会議プラス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	20
活動分野別合計		28	21	18	7	6	15	9	3	8	9	6	6	21	5	3	10	10	5	14	1	

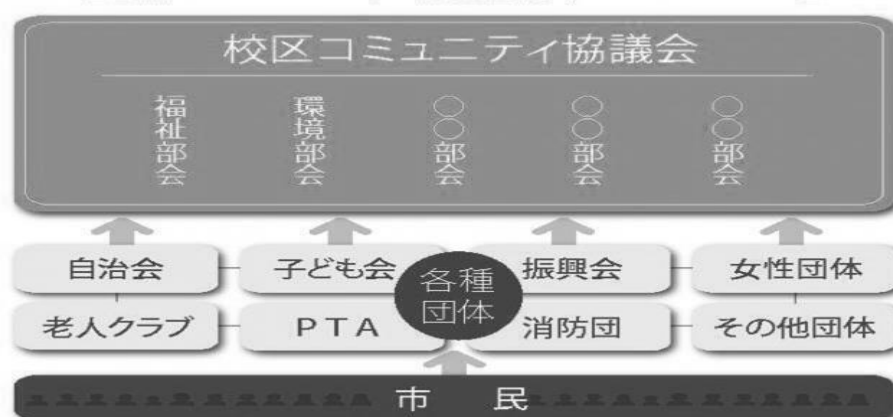
資料：地域政策課（令和5年5月現在）

(2) 校区コミュニティ協議会

校区コミュニティ協議会とは、各校区で抱える地域課題を解決するための協議や各種事業を実施する地域コミュニティ組織で、自治会や各種団体だけでは解決困難な諸問題に対して横断的に取り組んでいる組織のことです。本市には現在 17 の校区コミュニティ協議会があります。

加治木地区	柁城校区コミュニティ協議会	錦江校区コミュニティ協議会
	竜門校区コミュニティ協議会	永原校区コミュニティ協議会
	加治木校区コミュニティ協議会	
始良地区	帖佐校区コミュニティ協議会	建昌校区コミュニティ協議会
	三船校区コミュニティ協議会	重富校区コミュニティ協議会
	山田校区コミュニティ協議会	北山校区コミュニティ協議会
	始良校区コミュニティ協議会	西始良校区コミュニティ協議会
	松原なぎさ校区コミュニティ協議会	
蒲生地区	蒲生校区コミュニティ協議会	漆校区コミュニティ協議会
	西浦校区コミュニティ協議会	

【校区コミュニティ協議会のイメージ】



校区コミュニティ協議会では、季節毎の行事やスポーツ大会などによる地域における交流活動や、自主パトロール組織、防災体制づくりによる防犯や防災活動、まちづくりプランの策定によるまちづくり活動、地域清掃や植栽活動など、様々な取組が行われています。

校区コミュニティ協議会の中には、ランニングやウォーキングを行っている人による見守り活動「セキュリティランニング」や、地域で子どもから大人まで、食事の提供を無料または低価格で受けることができる「子ども食堂」の運営や運営支援、地域住民の様々な困り事や依頼にボランティアで対応する「お助け隊」事業の実施、子ども服のリユースを目的とした「服福マルシェ」など、特色ある取組を行っているところもあります。

こうした取組は本市のまちづくりに大きな役割を果たしており、校区コミュニティ協議会は、自治会とともに、住民にとって身近な地域団体の 1 つになっています。したがって、校区コミュニティ協議会と住民、行政、自治会及び他の地域団体等が協働した取組が地域福祉の推進に必要であり、また、校区コミュニティ協議会にはそうした役割が期待されます。

4 第2次始良市地域福祉計画における取組状況

第2次始良市地域福祉計画では、「みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり」の基本理念のもと、『“SOS”を発見し「安心」を形にする』、『「利用者本位」のサービスを提供する』、『市民・地域と行政の協働による地域福祉推進』の3つの基本目標をたて、地域福祉の推進に取り組みました。

基本目標1：“SOS”を発見し「安心」を形にする

1-1 包括的な相談支援体制の充実 【主な取組】

- 住民の相談を包括的に受け止める場の整備・周知
 - 障がいのある方に関する総合窓口（基幹相談支援センター「あいか」）の設置
 - 専門職、関係機関と連携し、相談内容に応じた支援体制を整備
- 制度の狭間や潜在的な課題への対応
 - COVID-19の流行等により実施した事業（非課税世帯等への給付金事業等）を通して発覚した貧困状態にある方への支援の実施
 - 身寄りがない方への支援について、医療機関、福祉団体等と情報共有する場の設置
- 生活困窮自立支援法に基づく各事業の推進
 - 個別支援に関するプランを作成し、自立に向けた支援を実施
 - PC基礎講習
 - コミュニケーショントレーニングの実施
 - ひきこもり等当事者会の開催

1-2 地域の福祉課題に関心をもつきっかけづくり 【主な取組】

- 地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点づくり
 - 認知症カフェ^{*}の企画運営
 - オレンジテラス^{*}の企画運営
 - 地域子育て支援センターでの世代間交流
 - 障がいの特性に応じた話し合いの場所づくりの支援
- 地域における人権学習と福祉学習の推進
 - 脳を元気にする教室の企画運営
 - 認知症の理解、認知症当事者の声を聞く語らいの場を設置
 - 各小・中学校において高齢者、障がい者の疑似体験学習の実施
 - 各小・中学校において人権教育に関する校内研修を実施
 - 「人権の花」運動の実施（小学校3校/年）
 - 人権擁護委員による特設人権相談の実施
- インクルーシブ教育の推進
 - 就学ガイドブック、特別支援学級ハンドブックの制作
 - 臨床心理士、教員等で構成される発達支援チームによる保育所の訪問支援、保育士等への助言

- 生涯学習の推進
 - 生涯学習講座、家庭教育学級の開催

1-3 安心できる生活を支える仕組みの整備 【主な取組】

- 権利擁護体制の充実
 - 成年後見支援センターの設置（広報、相談業務）
- 虐待防止体制の充実
 - 高齢者虐待防止マニュアルの見直し
 - 介護事業所との情報共有の体制づくり
 - 保育所、教育機関等との連携協力体制の構築・維持
- 自殺対策への取組
 - ゲートキーパーの養成
- 健康づくりへの取組
 - フレイル※に関する出前講座の実施
 - 脳を元気にする教室の開催
 - ロコモ予防筋トレ運動教室の開催
 - 骨粗しょう症予防教室の開催
 - ホームページ、広報紙等を活用した情報発信
 - 特定・長寿健診
 - 保健指導

1-4 安全に暮らせるまちづくり 【主な取組】

- 災害時における要配慮者への支援対策の推進
 - 市内複数箇所のホテルとの災害協定の締結
 - 防災に関する出前講座の実施
 - 消防団と地域との連携（地域が実施する避難防災訓練等への参加）
- 防犯・安全対策の推進
 - 交通安全教室の実施
 - 防犯灯のLED化の推進
 - 地域団体の防犯安全
 - 安全対策活動の支援

基本目標 2 : 「利用者本位」のサービスを提供する

2-1 複雑化・複合化する多様なニーズに対応できる体制づくり 【主な取組】

- 関係機関との連携によるニーズの把握
 - 地域自立支援協議会を開催し、就労支援、子ども、相談支援、精神保健福祉の各部会から報告される課題、ニーズについて情報共有及び課題解決に向けた協議を実施
 - 地域ケア個別会議において困難事例を含む事例検討を実施

2-2 適切なサービス選択のための取組 【主な取組】

- 分かりやすい情報提供の推進
 - 民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会等のボランティア団体における役割をホームページ、あいら FM 等を活用し広報
 - 窓口到手話通訳の配置
 - 障がい者、高齢者、子ども等各分野のガイドブックの制作及び配布

2-3 良質で多様なサービス供給の仕組みづくり 【主な取組】

- 社会福祉協議会との連携強化
 - 始良市社会福祉協議会と連携し、地域福祉の推進を行う
- 【事業内容】
 - いきいきサロンの支援
 - 入浴サービスの提供
 - 生活支援コーディネーターの配置
 - ファミリー・サポート・センター※事業 等
- 民間福祉サービス事業者の育成・支援
 - 民間福祉サービス事業者向けの研修会、会議を開催

基本目標 3 : 市民・地域と行政の協働による地域福祉推進

3-1 総合的な地域福祉力の強化 【主な取組】

- 地域活動団体や関係機関の連携・強化
 - 地域座談会の開催（校区コミュニティ協議会、自治会、民生委員・児童委員の参加）
 - 複合的な課題を抱えるケースについて、関係部署と連携して対応する体制づくり
- 地域での交流活動の充実
 - 認知症カフェの開催
 - 介護の相談語らい処の設置
 - 自治会、校区コミュニティ協議会による伝統行事の開催、地域イベントの開催に係る支援
- 高齢者・障がい者の交流機会の充実
 - 高齢者クラブによるスポーツ大会、見守り活動の実施等に係る支援
 - 障害者協議会等の地域団体に対し、交流促進、ネットワーク形成のための支援

3-2 ボランティア及び新たな参加の促進 【主な取組】

- ボランティア・市民活動の育成と活動支援

- 始良市社会福祉協議会と連携し、広報やボランティア活動の支援環境の整備を実施

- 【事業内容】

- ボランティア活動に関する情報を福祉あいら等で周知

- 新たな参加や活動を創るための環境の整備

- 始良市社会福祉協議会と連携し、学習機会を創出

- 【事業内容】

- 小学生、中学生、高校生を対象とした講座の開催
- ボランティア協力校への支援
- 災害ボランティア講座の開催

3-3 地域共生社会の具現化への支援 【主な取組】

- 地域の見守り・支えあい活動の強化

- 民生委員・児童委員の識見向上のための協議会運営の支援
- いきいきサポーター「えーど」登録者を対象とした研修会の実施
- 感染症対策に関する助言、支援

- 福祉施設と地域の交流の促進

- 校区コミュニティ協議会の福祉部定例会に福祉施設と地域包括支援センター※等関係機関が参加し意見交換等を実施
- 高齢者の通いの場等の運営協力
- 地域団体、福祉事業所等関係機関と連携した避難訓練の実施

第2節 アンケート調査からみる地域福祉の現状

1 地域福祉に係る市民意識とニーズ

○ 調査の目的

本計画の策定にあたり、地域の現状やニーズ、活動主体者の活動状況等を把握し、施策立案の検討材料とするため、以下の2種の調査を実施しました。

ア 市民アンケート調査

始良市在住の18歳以上の方の中から、無作為に2,000名を抽出し、調査を実施しました。

イ 社会福祉関係団体アンケート調査

始良市内で活動されている社会福祉関係団体のうち64団体を抽出し、調査を実施しました。

○ 調査の概要

	市民アンケート	社会福祉関係団体アンケート
調査対象	市内在住18才以上の 市民2,000人 (無作為抽出)	始良市内で活動する 社会福祉関係団体のうち 64団体
調査方法	郵送による配布、回収 WEBフォームへの回答	郵送による配布、回収
調査実施時期	2023年4月～5月	2023年4月～5月
回収率	36.9%	79.7%

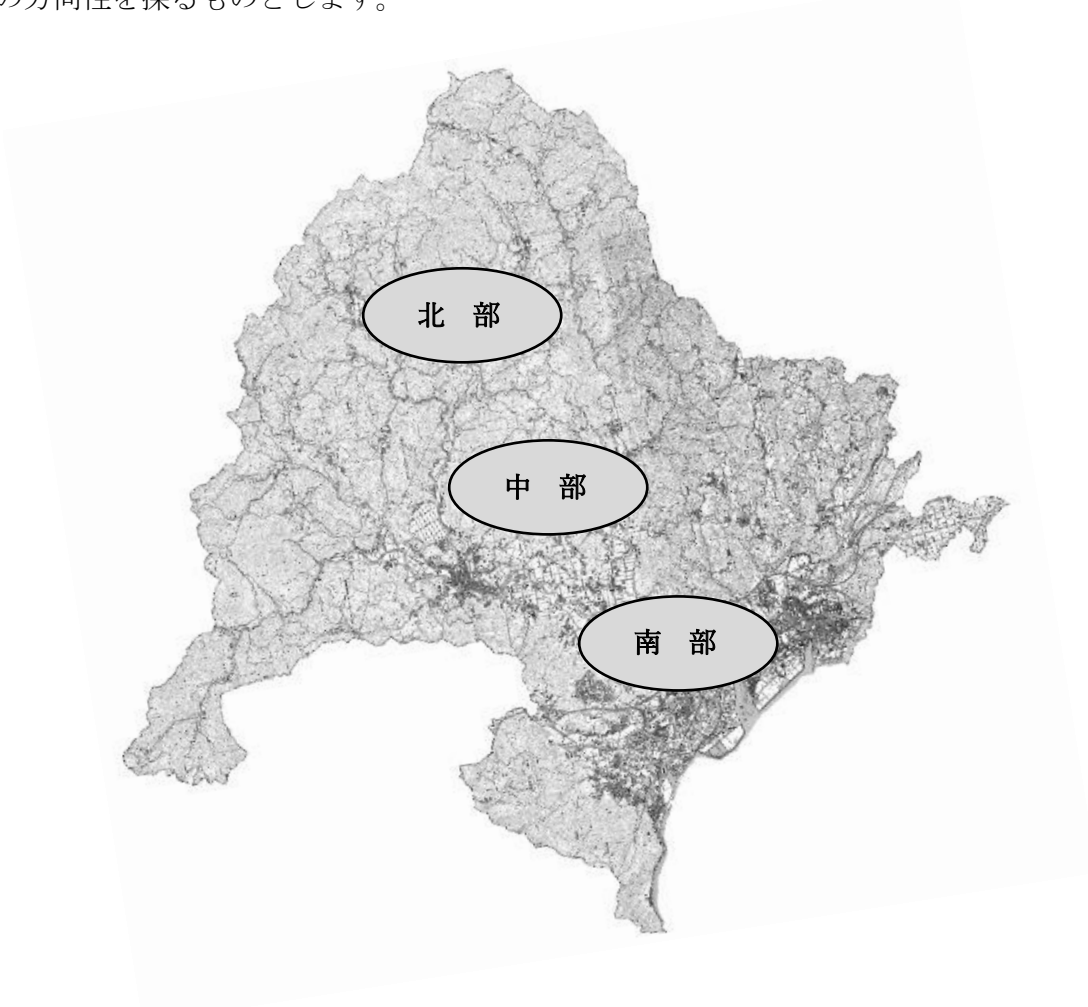
○ 集計上の注意

- 複数回答を求めた設問では 設問に対する回答者数を基数として算出しているため、回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。
- 図中の(n=)は、各設問の対象者数を表しています。

【市民アンケート関連】

○ 地域分けについて

本市は北部に山間部を擁し、南部地域に向けて河川が平野部を形成しています。地域福祉において、それぞれの地域がもつ特性や課題は地勢や人口構造等、地域性によって異なることから、地理的に北部、中部、南部と3つの地域に分け、本市の地域福祉推進の方向性を探るものとします。



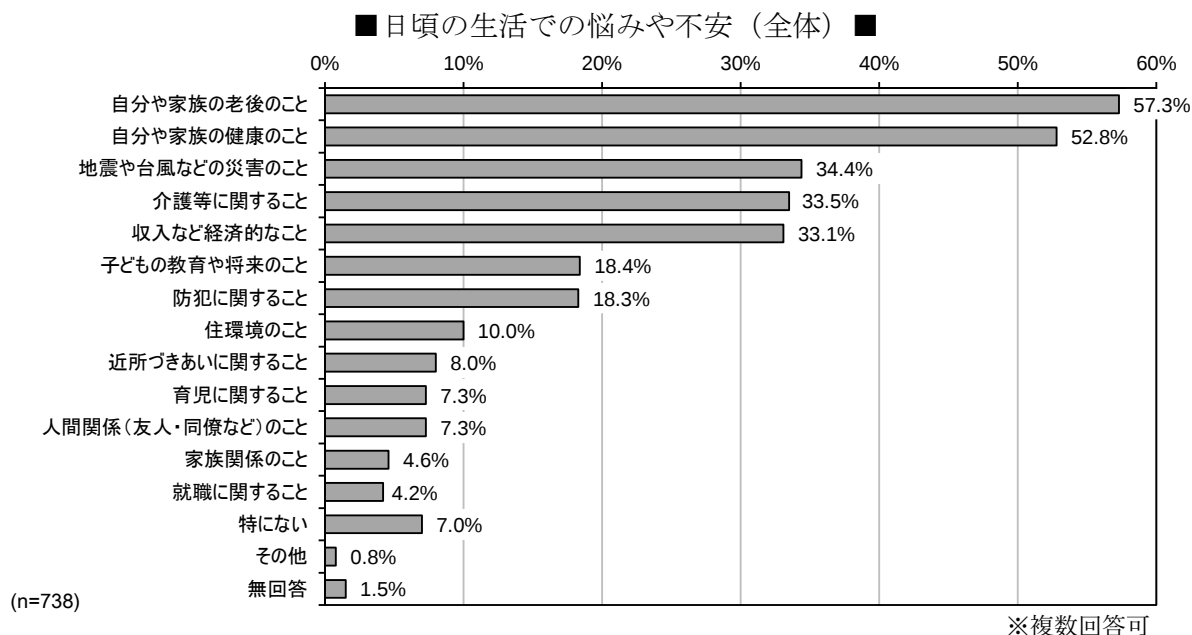
北部	北山小校区、西浦小校区、漆小校区、竜門小校区、山田小校区、永原小校区
中部	三船小校区、蒲生小校区、帖佐小校区
南部	重富小校区、西始良小校区、始良小校区、建昌小校区、松原なぎさ小校区、錦江小校区、加治木小校区、柁城小校区

※複数の地域に跨る校区は、その校区の大部分が属する地域に含めています。

※旧新留小校区、旧大山小校区は蒲生小校区に含まれます。

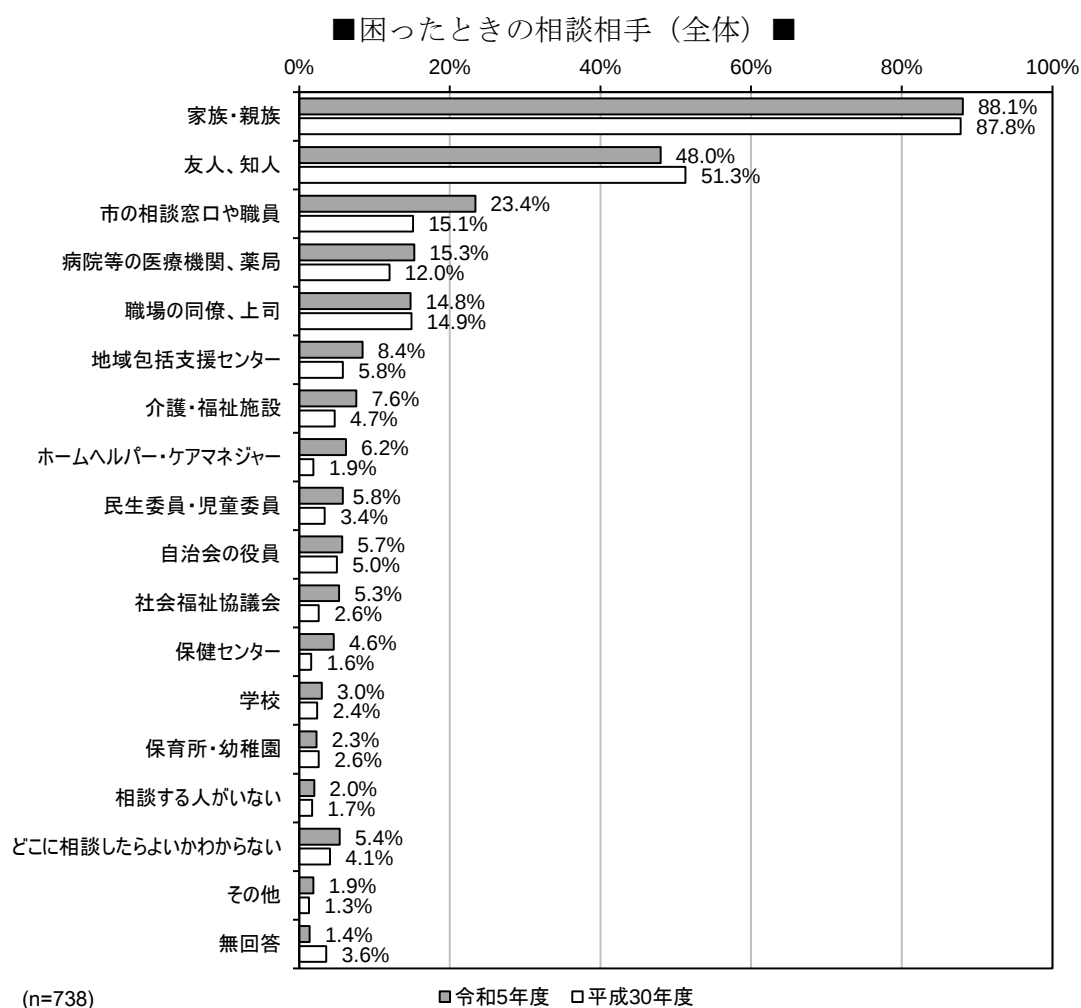
(1) 日頃の生活での悩みや不安

「自分や家族の老後のこと」が57.3%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」52.8%、「地震や台風などの災害のこと」34.4%の順となっています。



(2) 困ったときの相談相手

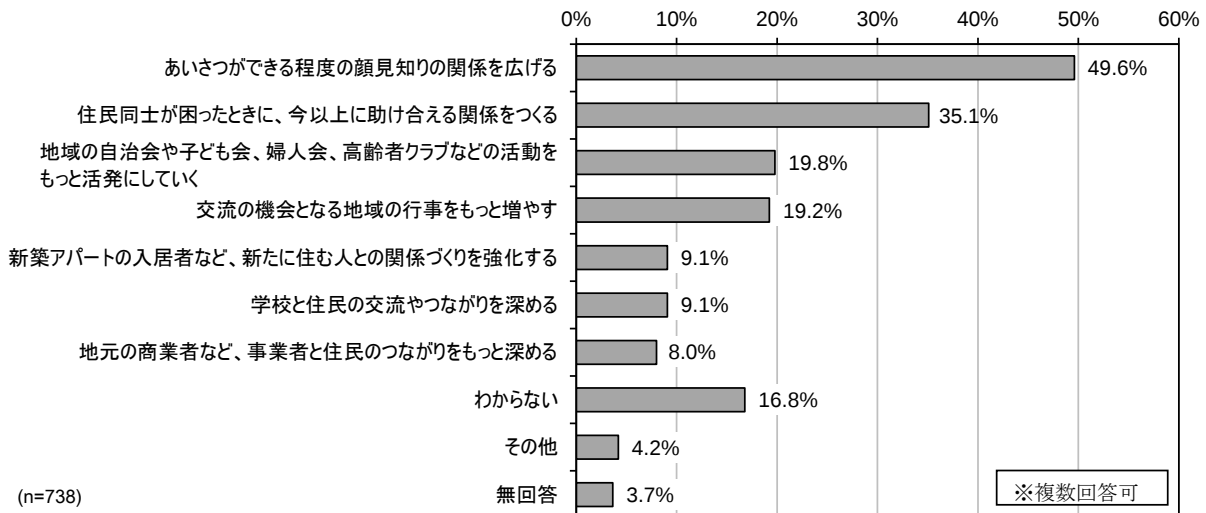
「家族・親族」が88.1%と最も高く、次いで「友人、知人」48.0%、「市の相談窓口や職員」23.4%の順となっています。



(3) 地域における活動や行事が活発化するための条件

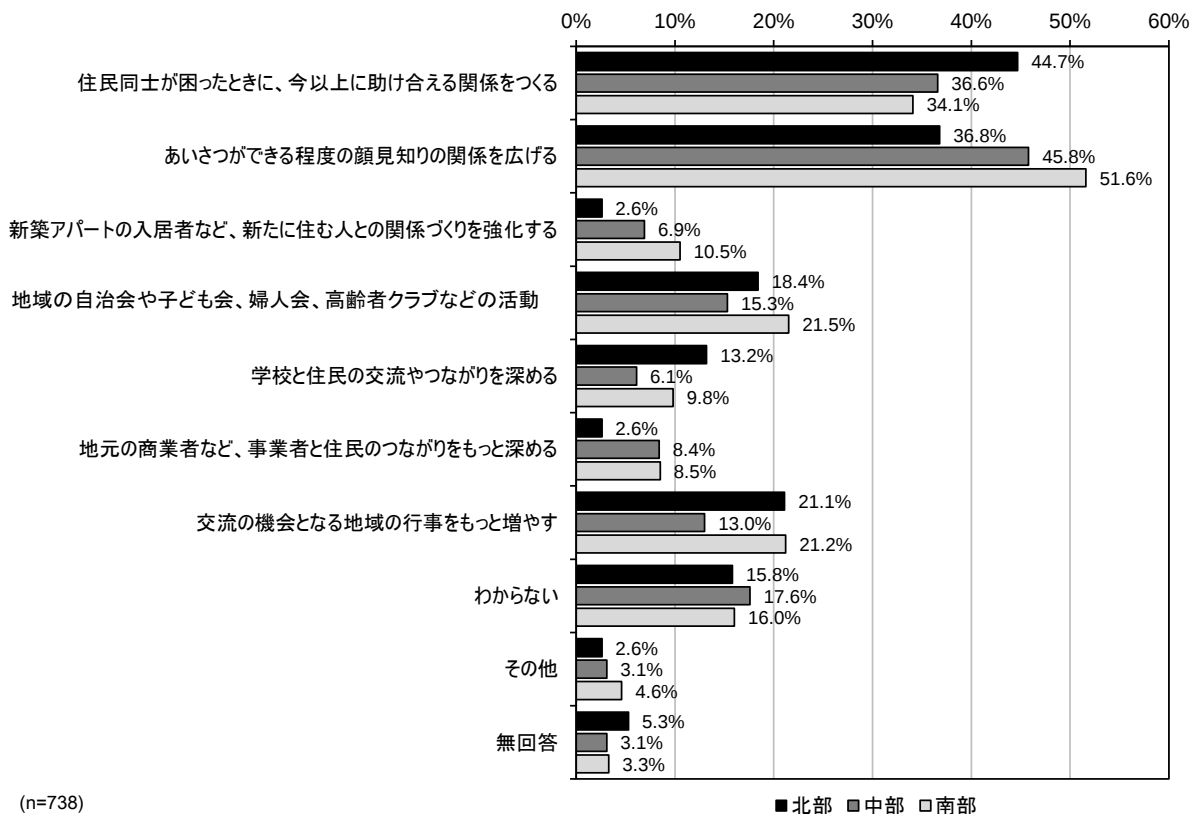
「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が49.6%と最も高く、次いで「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」35.1%の順となっています。

■ 地域活動や行事を活発にしていくために大切なこと（全体） ■



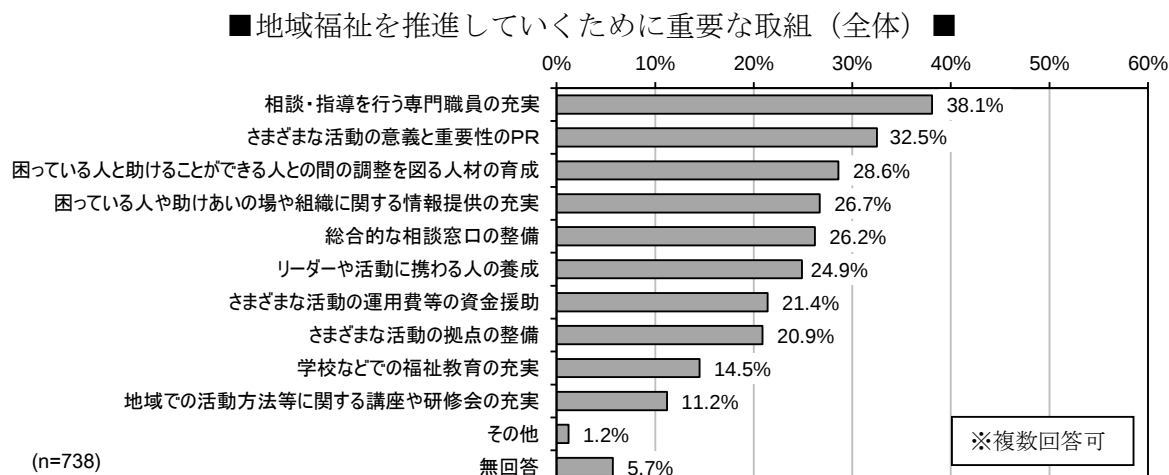
地域別では、全域において「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」や「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」などが高くなっており、特に「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係を作る」では北部が44.7%と最も高く、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」では南部が51.6%と最も高くなっています。

■ 地域活動や行事を活発にしていくために大切なこと（地域別） ■



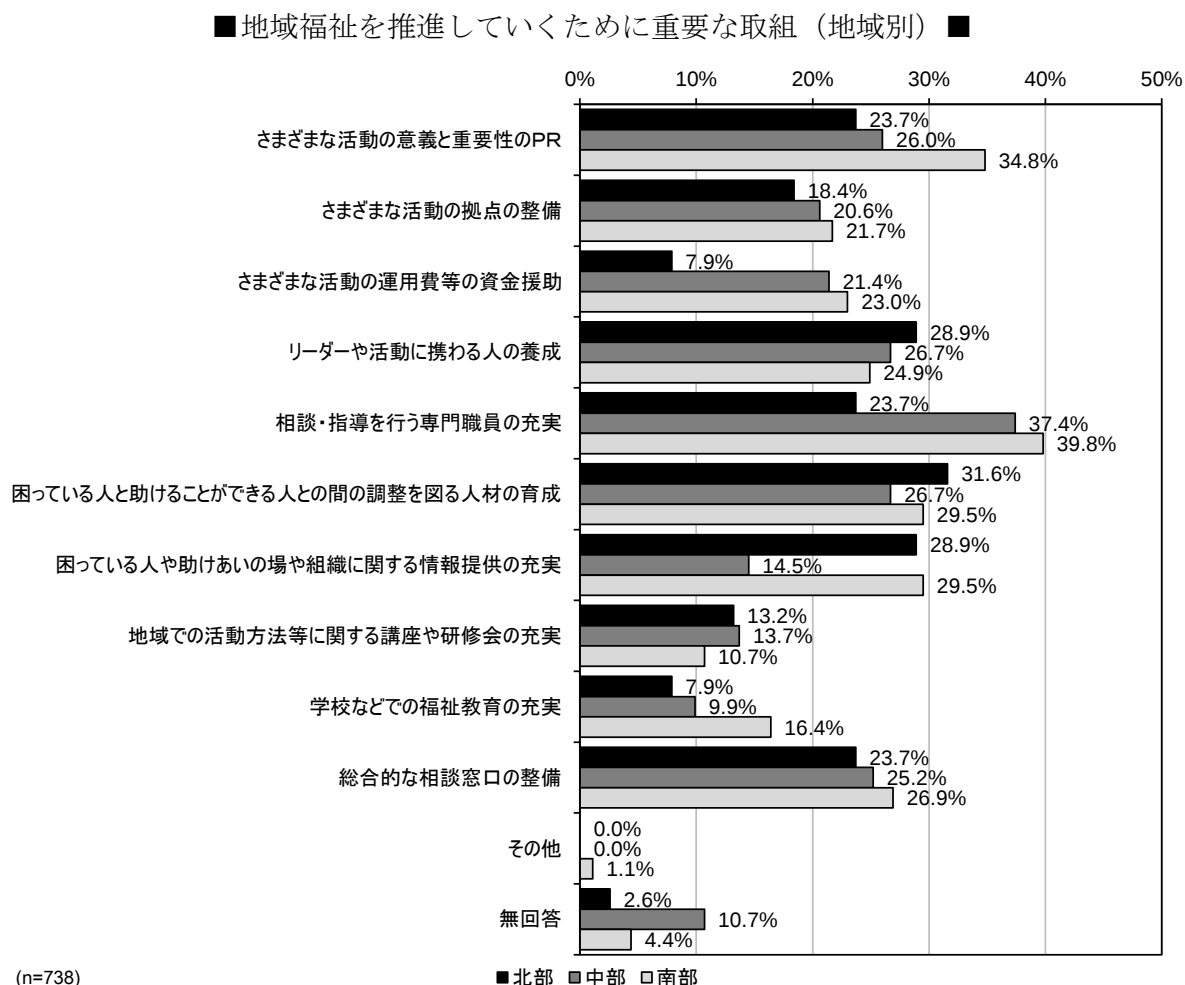
(4) 地域福祉を推進していくために重要な取組

「相談・指導を行う専門職員の充実」が38.1%と最も高く、次いで「さまざまな活動の意義と重要性のPR」32.5%の順となっています。



地域別では、中部及び南部では「相談・指導を行う専門職員の充実」などが高くなっており、南部では「さまざまな活動の意義と重要性のPR」なども高くなっています。

北部では、全ての選択肢の中で特に回答割合が高い意見は見られないものの、「困っている人と助け合える人との間の調整を図る人材の育成」や「リーダーや活動に携わる人の養成」などの割合が高くなっています。



(5) 自由意見について

今回のアンケートでは、始良市の地域福祉推進に関して、考えや意見を回答する自由記述欄を設けました。自由記述欄には全体で 211 件の回答がありました。

◎自由意見（一部抜粋）

※いただいた回答の一部を、分かりやすく省略して記載しております。

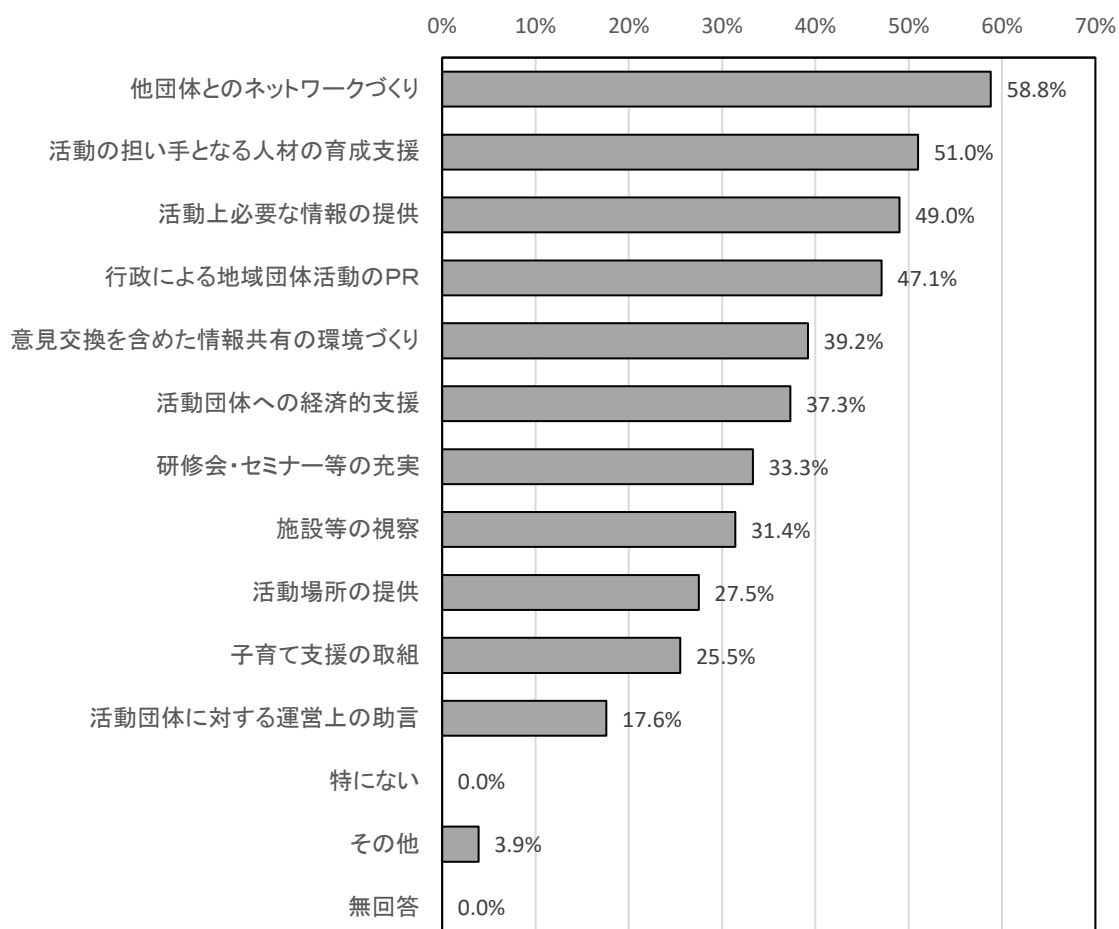
高齢者に関連する意見	● 独居の高齢者が孤立しないように、ボランティア活動に協力したいと思っています。ただ、方法がわかりません。健康な 60 代の方々も何かできることをしたいと考えている人が多いと思います。活動できる情報が欲しいです。 ● コロナが収束し、地域の中で子どもたちと高齢者の交流が復活してほしいです。顔見知りになることで、登下校中の見守りもしやすくなり、子どもたちも安心して生活を送ることができると思います。
障がいのある方に関連する意見	● 最近はテレビなどで施設内での障がい者や高齢者への対応の悪さが取り上げられることがあります。そのようなことが起きないように、施設内で働く支援従事者の教育をしっかりと行ってもらい、安心して入所させられる環境を整えてほしいです。 ● 帖佐駅からイオン始良までの間には、視覚障がい者向けの誘導ブロックが不足していたり、側溝の蓋が安定していない箇所もあります。これでは障がい者が安心して歩けない可能性があります。
子どもや子育てに関連する意見	● 子育て世代としては、公園を増やしてほしいです。また、土日に開放されている児童館が「あいあい」しかないので、3 才以上の子どもも土日に遊べる場所があればいいと思います。福祉のサービスや機関は多いと思いますが、具体的にいつどのような人が利用できるのか、若い世代にはあまり認知されていない印象です。市報など手に入りやすい情報で告知してほしいです。 ● 始良市は子どもが多い地域ですが、他の市に比べて子どもたちが遊びやすい場所が少ないと感じます。もう少し子育て世代の家庭を支援する施策があると良いと思います。
防災に関連する意見	● 防災無線が聞きづらいです。晴天時でも聞こえにくく、雨や強風の時はなおさらです。各家庭に防災無線の内容が聞こえるようにスピーカーを設置する義務を設けてほしいです。 ● 災害時に避難所に行ったところ、スタッフが男性中心で、女性の生理用品などが考慮されておらず（例えば、ほんの数個しかない）、女性が困っていました。多様性や人権が重視される時代に、福祉全般でハード面とソフト面の両面でそのような配慮があるとありがたいです。
自治会に関連する意見	● 個人情報である名前、性別、年齢などを隠されると、自治会の統括や統制が取れなくなり、挫折の道につながります。アパートなどでは名前すらない場合もあり、それを統制するのは無理です。転入や転出の情報も意味がありません。校区コミュニティ協会ができて、自治会長の仕事が

	増え、自治会長自体も不満が多い状況です。 ● 市の方で地域福祉に取り組む様子を回覧板などで目にしていますが、自分に関係のないことにはあまり関心を持ってません。日々の生活で忙しく、ボランティア活動にも興味はありますが、時間がありません。子供会も昔とは違い、今の子供たちは忙しく、活動に参加する人数が集まりにくいという問題もあります。さまざまな意味で、自治会のあり方を再考する時期ではないでしょうか。全世帯の参加を促すために、地域のために改善されるべきです。
情報発信に関連する意見	● 福祉サービスを受けることは安心感もありますが、いざという時に役立つために、どんなサービスが提供されているのか、手続きはどうすればいいのか、といった情報をしっかりと学んでおくことも重要です。一定の年齢に達したら、市で行われていることや手続き方法などを学ぶための勉強会や資料の送付などがあれば、非常に役立つと考えています。

【社会福祉関係団体アンケート】

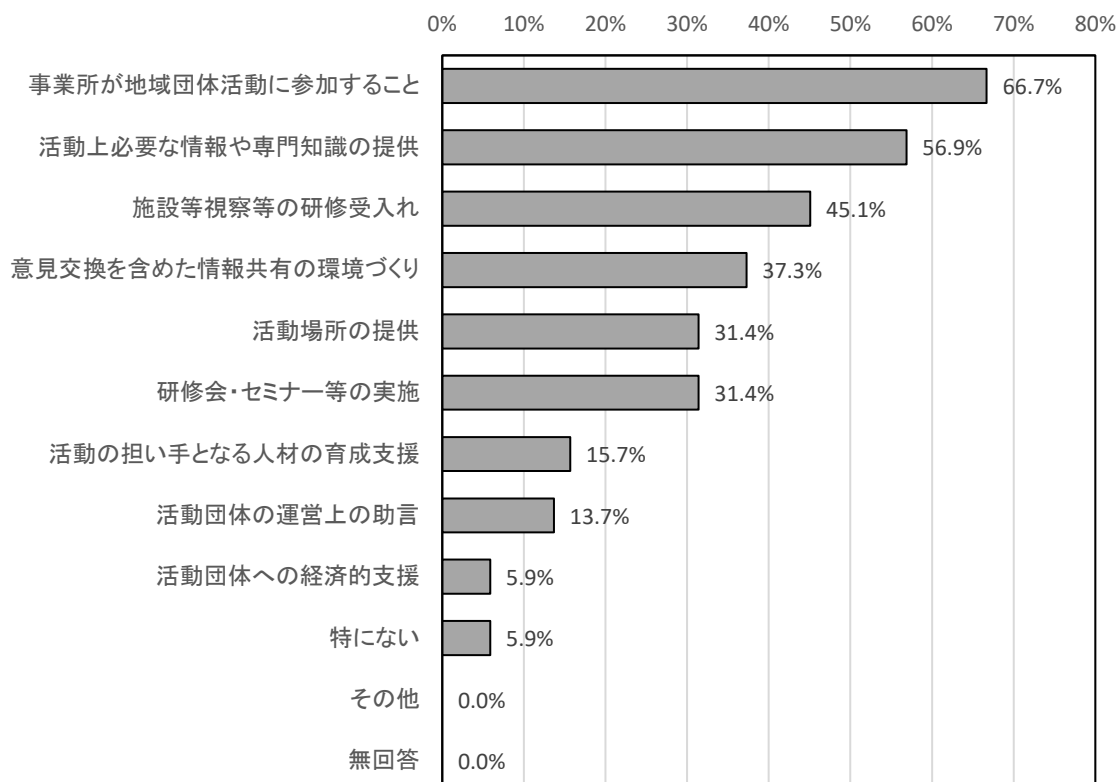
（１）地域福祉を市全体で推進していくために、行政が行うべきこと

「他団体とのネットワークづくり」が 58.8%と最も高く、次いで「活動の担い手となる人材の育成支援」51.0%の順となっています。



(2) 地域団体の活動を活発化させるために、事業所が協力できること

「事業所が地域団体活動に参加すること」が66.7%と最も高く、次いで「活動上必要な情報や専門知識の提供」56.9%の順となっています。



2 福祉関連分野の各個別計画に関する実態調査

本市では、福祉関連分野における実態調査を実施しており、実態調査の結果を踏まえ、各個別計画を策定しています。

(1) 高齢者実態調査

「始良市第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）」策定にあたって、高齢者実態調査を以下のように実施しました。

■ 調査の概要 ■

	一般高齢者調査	若年者調査	在宅介護者調査
調査方法	郵送による配布回収	郵送による配布回収	郵送による配布回収
抽出方法	令和4年10月1日現在 65歳以上で介護認定を 受けていない方を無作為抽出	令和4年10月1日現在 40歳以上65歳未満の方 を無作為抽出	令和4年10月1日現在 65歳以上で介護認定を 受けている方を無作為抽出
配布数	995件	1,015件	988件
有効回答数	500件	399件	527件
有効回答率	50.3%	39.3%	53.3%

(2) 障がい者（児）実態調査

「第3次障がい者計画、第7期始良市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」策定にあたって、障がい者（児）実態調査を以下のように実施しました。

区分	18歳以上の障害福祉サービスを利用する方	発達に関する不安や障害をもつ子どもの保護者
調査方法	郵送による配布回収 及び WEB フォームへの回答	郵送による配布回収 及び WEB フォームへの回答
抽出方法	始良市住民基本台帳から抽出	始良市住民基本台帳から抽出
配布数	800 件	200 件
有効回答数	390 件	99 件
有効回答率	48.8%	49.5%

(3) 子育てに関する実態調査

「始良市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」の中間見直しにあたって、子育て支援に関する実態調査を以下のように実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学校低学年児童調査
調査方法	郵送により配布及び回収	郵送により配布及び回収
抽出方法	始良市に居住する 0 歳から 5 歳までの小学校入学前児童から無作為抽出	始良市に居住する小学生 4 年生までの児童から無作為抽出
調査期間	令和 4 年 8～9 月	
回収状況	配布数	2,000
	回収数	1,023
	回収率	51.2%
	配布数	1,000
	回収数	489
	回収率	48.9%

第3節 現状からみた課題

1 相談支援体制の充実

社会情勢の変化により、8050問題、ひきこもりなど個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化しています。分かりやすい相談窓口の表示や様々な悩みについて相談しやすい体制と必要な支援に繋げる体制づくりが一層必要とされています。

2 情報発信の充実

市民アンケートの結果から地域団体の福祉活動の広報や活動の重要性についてPRすることが必要とされています。また、福祉サービスに関する情報について、年代や世代を問わず分かりやすい情報の提供が求められています。

3 地域住民が交流できる場の充実

感染症の影響により、外出の自粛や地域イベントの中止など、地域交流に大きな影響がありました。今後は、感染症予防を行いながら、地域福祉の活動を推進することが必要です。

4 安全で安心して生活できる体制の充実

誰もが安心できる生活を送るために、災害時における要配慮者の支援体制や、犯罪をした人の社会復帰支援を充実させることが必要です。

5 地域の関係団体や関係機関との更なる連携強化

福祉団体アンケートの結果から他団体のネットワークづくりが必要とされています。

6 人材の育成

社会情勢の変化や人々の価値観の変化により、地域福祉を支える担い手が減少しています。今後、福祉活動を支える担い手の育成が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

みんなで支え合い、尊重し合い、 安心していきいきと暮らせるまちづくり

～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～

この「みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり」という基本理念は、第1次「始良市地域福祉計画」の中で提唱されたもので、今日の地域福祉の在り方は、「市民自らが主体的、創造的に“自分らしく”生きる努力」を行うこと（自助）を前提に、支援が必要になったときに、適切かつ質の高いサービスを主体的に選択でき、安心して楽しく暮らし続けられる環境を市民みんなの力（地域福祉力）で築き上げていくことを趣旨としたものです。また、副題の「～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」は、第2次「始良市総合計画」の基本理念の中で提唱されたものです。本市は、利便性の良い県央に位置し、人口が増加しているまちです。人口増加に伴い、様々な価値観を持った人々も増加し、家族形態やライフスタイルなども多様化しています。

始良市では、市民一人ひとりが地域の繋がり的重要性を認識し、支える側、支えられる側という一方的な関係ではなく、誰もが支えたり、支えあえたりする「地域共生社会」を実現するため、地域活動に多くの市民が参加し、支え合いの環境づくりを推進し、安心していきいきと暮らすことができるまちを目指します。

第2節 基本目標

基本目標 1

“SOS”を見逃さず「安心」を形にする

■基本的な考え方

市民の生活課題は多様であり、“SOS”も見逃すことがないように、見守りのネットワークづくりや気軽に相談できる環境づくりが求められます。

“SOS”が発見されないまま社会的に孤立してしまうような事態を防ぐためには、相談や支援を「受け身」の体制で待つのではなく、「アウトリーチ*型」の支援体制を構築することが重要となります。

多様な福祉ニーズについて、情報発信の充実や相談体制の整備に努め、迅速に対応するとともに、必要な支援につながる体制づくりを引き続き推進します。

基本目標 2

多様化する福祉課題への対応

■基本的な考え方

地域福祉の推進においては、地域の身近なところで相談が受けられ、サービスの適切な利用と結び付けられる体制を整備することが重要です。

本市では、複雑化・複合化する地域課題の解決のため、重層的支援体制の整備を段階的に実施します。

基本目標 3

地域と行政の協働による地域福祉の推進

■基本的な考え方

市民一人ひとりが地域の繋がり的重要性を認識し、支えたり支えられたりする「地域共生社会」を実現するため、地域活動に多くの市民が参加し、支え合いのできる環境づくりを推進します。

協働して地域福祉を推進していくための各役割

住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

子どもから大人まで、そして、高齢者や障がい者など、多様な主体がそれぞれの立場、経験、知識などを活かし、地域住民が役割をもって地域福祉活動の担い手として、積極的に参画することが大切です。

地域の組織や団体の役割

自治会や校区コミュニティ協議会、民生委員・児童委員協議会、高齢者クラブなどは、活動内容やこれまでの活動実績からみても、地域福祉活動を推進していくリーダー的な地域の組織及び団体です。また、ボランティア団体も住民の福祉ニーズに柔軟に対応する団体として重要な役割を果たしています。

地域における福祉課題に対して、それぞれの地域の組織や団体が個々に活動するだけでなく、各組織や団体等が特徴を活かし、互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが期待されます。

福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、その専門性を活かし、住民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者視点の自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした情報提供などに、積極的に取り組んでいくことが大切です。特に、社会福祉法人については、その公益性や非営利性から、地域の実情に応じた多様な取組が期待されています。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度上の福祉サービスにとどまらない住民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化などを推進する役割を担っています。その役割を果たすために、本計画や地域福祉活動計画に基づき、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人、社会福祉施設などの社会福祉関係者、保健、医療、教育など関係機関の参加や協力のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動を推進していくことが期待されます。

行政の役割

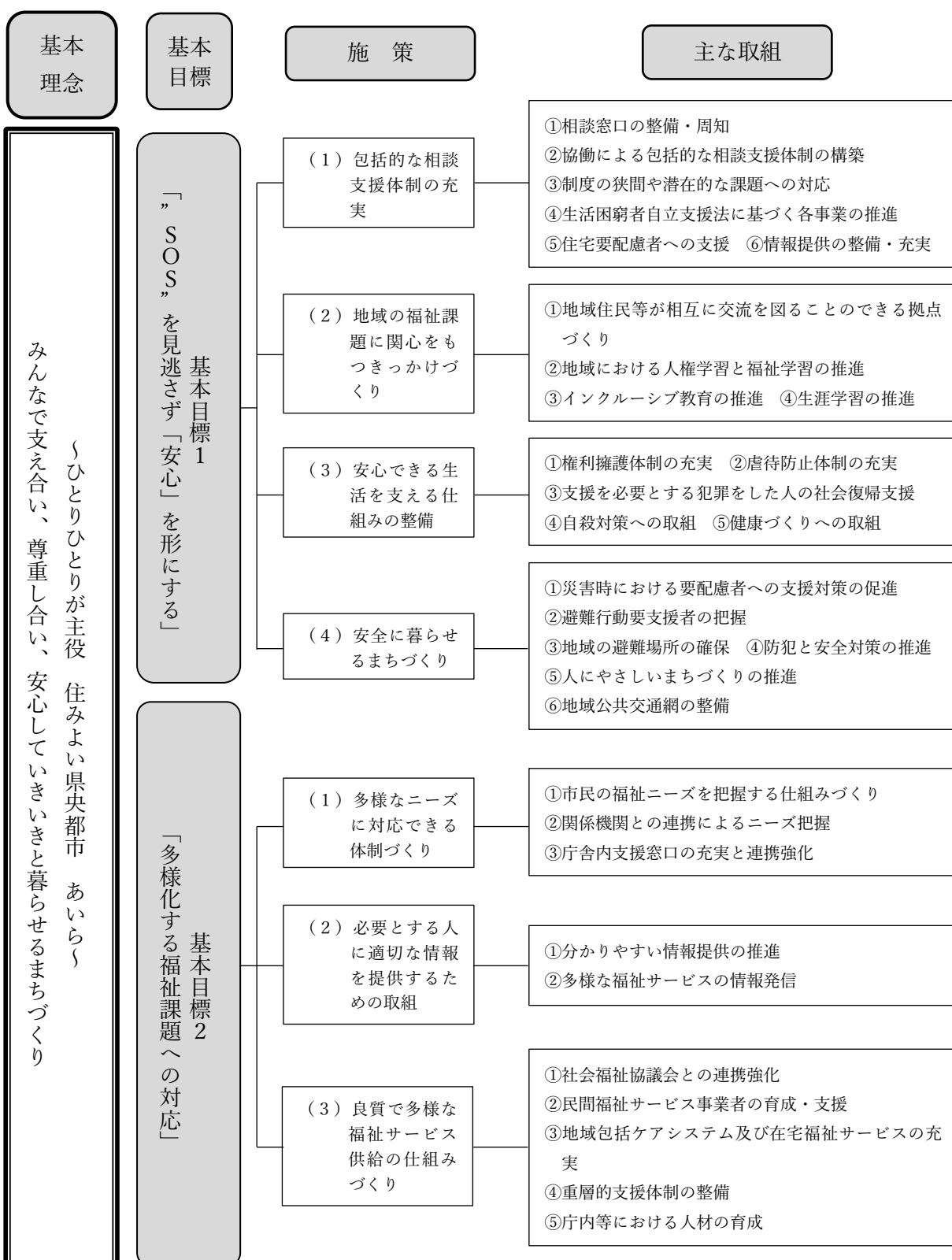
地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上を目指して、各福祉施策を総合的に推進していく役割があります。それを果たすために、本計画及び各福祉分野個別計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、各地域の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。

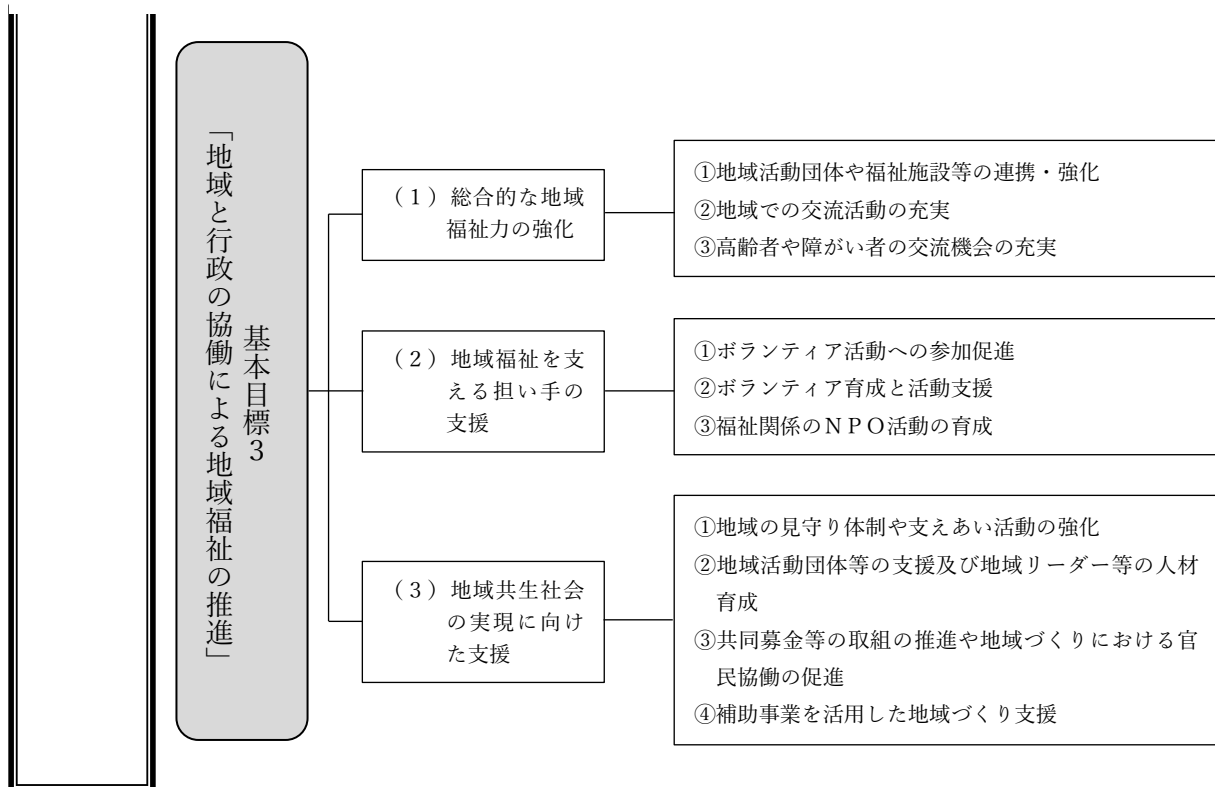
また、住民、地域の組織や団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会など、それぞれの主体が担う役割を果たすことができるよう、情報を提供しネットワーク化を加速させて活動の支援に努めます。

第4章 基本目標に対する施策と取組

第1節 計画の体系

「みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり」～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～の基本理念のもと、3つの基本目標を達成するための方向性を「施策」とし、それぞれの方向性に沿った地域福祉の取組を「主な取組」として示します。





■第3次 始良市地域福祉計画と SDGs の関連性

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

本計画においても、SDGs のゴール達成に向け、本市の地域福祉を推進していきます。

【本計画の施策の展開と SDGs の関係】



貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。



人や国の不平等をなくそう

差別や偏見を解消し、国内及び国家間の不平等等を是正する。



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



住み続けられるまちづくりを

都市と居住を包摂的、安全、強靱で持続可能にする。



質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的、公平で質の高い教育を提供し生涯学習の機会を促進する。



平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進する。



ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての助成と女兒の能力強化を図る。



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて、グローバル・パートナーシップを活性化する。

基本目標 1 「“SOS”を見逃さず「安心」を形にする」

【施策】（１）包括的な相談支援体制の充実

○施策の方向性

誰もが相談しやすい包括的な支援体制を推進し、適切な支援に繋げることができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、相談窓口や福祉サービスの分かりやすい広報に取り組みます。

■主な取組

①相談窓口の整備・周知

福祉サービスに関する総合的な窓口を設けるとともに、来庁した方が分かりやすい庁舎内案内図の整備や総合案内の設置を行います。総合的な窓口の整備にあたっては、どこに窓口があり、果たす役割が何かを明確に広報し、必要な支援につながる体制づくりを推進します。また、地域や個人宅へ積極的に出向き、困っている声を上げられない方を見つける活動を推進します。

②協働による包括的な相談支援体制の構築

身近な場所で、地域住民が相談する場として、民生委員・児童委員などの関係団体、社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら、悩み事を抱えている方の継続支援を行います。

また、ヤングケアラー、8050 問題など、個人が抱える課題が複雑化・複合化していることを受け、相談内容等について関係機関との情報共有や役割分担、支援方法を検討し、他機関協働による重層的な支援体制づくりに努めます。

③制度の狭間や潜在的な課題への対応

生活が困窮している（おそれのある）人やその家族など、どこに相談や支援を求めたらよいかわからず社会的孤立に陥るおそれがある人に対する相談支援体制を整備します。特に「生活困窮者自立相談支援制度」は、現に生活に困窮している方のみならず、今後困窮するおそれのある方を対象に個別で包括的な支援を早期に行うことを意図した制度です。社会福祉協議会と市が協働し、生活困窮者の自立に向けた支援の拡充に努めます。

④生活困窮者自立支援法に基づく各事業の推進

前述の「制度の狭間」にある方や、高齢や障がい等により生活が困窮している方、就労や居住に不安を抱える方の支援として、住居確保給付金の支給や就労準備支援、子どもの学習支援を行うなど、生活困窮者自立支援法に基づく取組を、市と社会福祉協議会が協働し推進します。

⑤住宅確保要配慮者への支援

低所得者や高齢者、障がい者、子育て世帯、被災者などの住宅確保要配慮者向けに新たなセーフティーネット制度を活用し、市営住宅、民間賃貸住宅、空き家を活用し、円滑な住宅確保ができる体制構築に努めます。

⑥情報提供の整備や充実

広報紙やホームページ、SNS等の媒体を通して、継続的な広報活動に取り組み、情報提供体制構築に一層努めます。特に聴覚や視覚障がい者への広報の取組を強化するとともに、高齢者等への社会資源※を活用したわかりやすい伝達の在り方を検討し迅速な提供を行います。

【施策】（２）地域の福祉課題に関心をもつきっかけづくり

○施策の方向性

住民自らが地域の福祉課題を「我が事」として受け止め、地域が協働して解決に向かうことが「地域共生社会」の実現には重要となります。本市では、「地域共生社会」の実現のために、一人でも多くの方が地域福祉課題に関心をもつような施策に取り組み、また、そのような活動を支援します。

■主な取組

①地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点づくり

地域の福祉課題に関心をもち、住民が協働して課題解決に取り組むためには住民同士の交流が必要不可欠です。課題を抱えた方やその周囲の方々だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や新たな活動が生まれる地域の拠点づくりを推進します。

【取組例】

- 子育て支援センターによる交流の場の提供
- 始良市子ども館における交流促進のための季節の行事やミニイベントの開催
- 認知症カフェの普及
- オレンジテラスの活動支援 等

②地域における人権学習と福祉学習の推進

同和問題や障がい者（児）差別、性的指向※や性自認※を理由とする方への偏見や差別、外国人であることへの偏見や差別、ヘイトスピーチ※、インターネットを悪用した人権侵害など、人権や福祉に関する社会問題は数多くあります。こうした問題を正しく理解し、ともに解決に取り組むために、関係機関や各種団体と連携し、人権学習と福祉学習の機会を提供し、啓発活動を行います。

【取組例】

- 生涯学習講座の実施
- 出前講座の実施
- 戦没者追悼式の開催
- 認知症サポーター養成講座の実施
- 北朝鮮拉致問題に関する展示
- 人権と福祉に関する教育（市内各小中学校）等

③インクルーシブ教育の推進

障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容や方法の充実を図ります。

【取組例】

- 特別な支援が必要な幼児児童生徒について、早めの気づきや、学校での支援及び指導体制を確立させるために、教育相談の充実や就学相談会の実施に努める。
- 医療、福祉、保健、教育が連携した教育支援委員会、特別支援連携協議会を開催し、インクルーシブ教育システムの構築の進展に努める。
- 保育士等サポート事業※の実施 等

④生涯学習の推進

本市では、令和2年度に「生涯学習推進計画」を策定し、全庁体制で生涯学習を進めています。これまで、高齢者学級「ゆずり葉学級」、女性学級「あやめ学級」のように性別や年齢別に開催している生涯学習がありましたが、令和5年度より、広く一般市民に学習を提供する場として「成人学級」を設置しました。

生涯学習は、仲間づくりや生きがいくくり、社会参画の促進などを目的として実施しているものです。引き続きこの取組を強化し、生涯学習の機会確保に努めます。

【施策】（3）安心できる生活を支える仕組みの整備

○施策の方向性

誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりに向けて、権利擁護体制の充実、虐待等の防止や自殺対策に係る取組等を強化します。

■主な取組

①権利擁護体制の充実

児童や高齢者、障がいのある方をはじめ、複雑かつ困難な生活状況におかれている方の権利擁護体制の充実に努めます。

【取組例】

- 本計画第5章「第2期始良市成年後見制度利用促進基本計画」に基づく地域連携ネットワーク体制の構築及び制度周知に努める。
- 本計画第6章「身寄りがない方の支援の在り方」に基づく制度の狭間にある人の支援体制の構築に努める。
- いじめ、不登校等に対し、家庭や学校、地域、関係機関等と連携を図り各種問題への対応体制の充実に努める。

②虐待防止体制の充実

虐待の問題については、被害者、加害者と分けて支援に取り組むのではなく、当事者は親子関係や扶養義務関係等にあることに着目した支援が必要です。

虐待が疑われる事例に対して、各種福祉施設や学校、民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカー等と連携し、迅速かつ丁寧に対応します。また、各虐待関係相談窓口の専門職員の資質向上に努め、虐待防止ネットワークを確立し相談体制の充実に努めます。

また、近年では施設職員から施設利用者への虐待が問題視されています。虐待防止マニュアルやガイドライン等の普及啓発、施設での研修を通じて、施設職員への意識付けを行います。

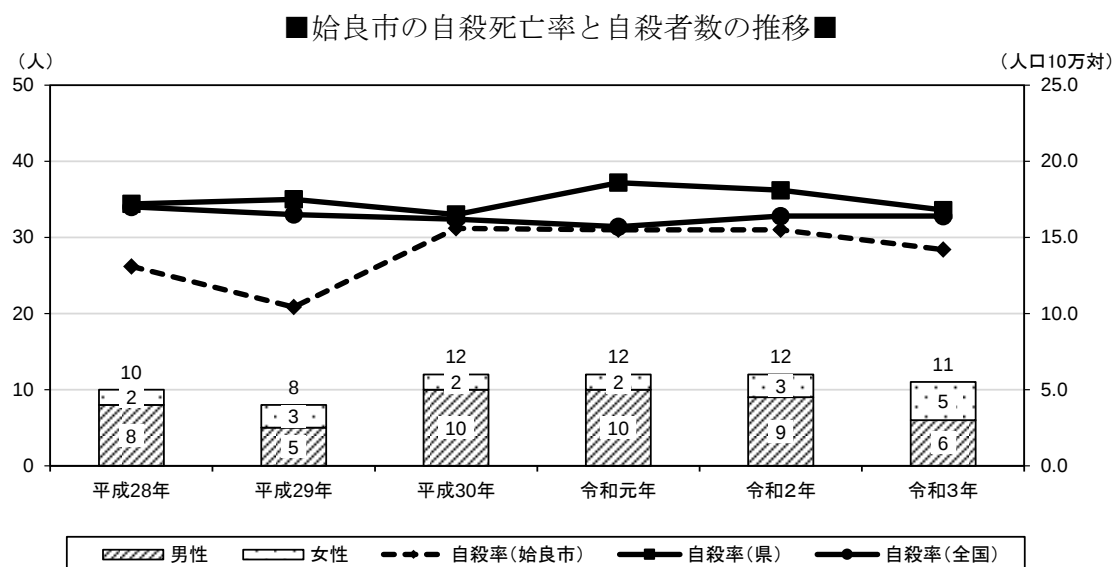
③支援を必要とする犯罪をした人の社会復帰支援

法務省の犯罪白書によると、高齢者や障がい者の再犯の背景には、社会的孤立が大きく関わっています。罪を犯した人が再び地域に戻り、地域で役割をもち、社会に戻ることは、再犯を防ぎ、地域住民の安全で安心な生活にも寄与することです。

本計画第7章の「第1次始良市再犯防止推進計画」に基づき、保健、医療、福祉の支援を必要とする犯罪をした人に対し、社会的孤立を防ぐ支援を行います。また、保護司会や更生保護女性会、鹿児島県地域生活定着支援センター※などと連携し、必要な支援につなげ、地域への復帰を支援していきます。

④自殺対策への取組

平成30年度以降、本市における自殺死亡率及び自殺者数は横ばい傾向で推移しており、依然として自殺者は絶えず、比較的男性の自殺者が多い傾向にあります。



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022」

このような状況に対し、高齢、障がい、生活困窮、人間関係への疲れなど、様々な問題が考えられますが、状態が深刻化する前に早期発見できる地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくりなどにより、社会的孤立を防ぎ、地域福祉として自殺対策と一体的な取組を実施します。

また、ゲートキーパーの育成や、児童生徒向けのストレスマネジメント講座など、自殺予防に関する啓発活動に取り組みます。

⑤健康づくりへの取組

健常な状態から要介護状態になるまでに、フレイルという中間的な段階の存在が提唱されています。このフレイル段階のうち、身体的要素に着目したものとして、ロコモティブシンドローム*やサルコペニア*が挙げられます。これらは骨や筋肉などの質的、量的減少に伴う運動機能の低下による身体機能の低下がもたらす衰えなどのことを指し、健常な段階から予防することが介護予防へと繋がります。

こうしたフレイル状態の予防啓発のために、出前健康講座や運動教室などを通して、運動習慣の重要性やバランスのとれた食生活に関する情報提供に取り組み、健康づくりの推進に努め、介護予防の取組を推進します。

【施策】（４）安全に暮らせるまちづくり

○施策の方向性

一人暮らしの高齢者や障がいのある人及びその家族など、災害時における要配慮者を把握し、自治会や民生委員・児童委員と連携しながら、平常時からの情報共有体制の整備や充実を図るとともに、日頃から要配慮者への支援体制を検討するなど、災害時における支援の仕組みづくりに努めます。また、要配慮者の避難生活を考慮し、福祉的配慮をもった避難所運営を推進します。

■主な取組

①災害時における要配慮者への支援対策の促進

災害時に必要な支援が行えるよう、「始良市地域防災計画」に基づき、地域住民や自治会、民生委員・児童委員、消防団、関係機関等と協力し、災害時の情報提供体制や要配慮者の避難支援体制の構築、自主防災組織の活動支援に取り組み、平常時からの地域ぐるみでの連携強化を引き続き推進します。

また、「始良市要配慮者避難支援等プラン」に基づき、要配慮者及び避難支援に関係する機関等を対象とした研修や訓練の実施に努めます。

避難所運営においては、障がい等により情報の伝達に配慮が必要な方への情報提供に係る体制づくりや、一般社団法人日本福祉用具供給協会等と連携し福祉用具の確保に努めます。

②避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者*名簿を整備及び活用し、災害時の避難行動に配慮又は支援が必要な方の把握に努めます。また、災害時に備え情報を関係各課や地域で共有し、避難行動に迅速に対応できる体制を構築します。

③地域の避難場所の確保

令和３年５月に改訂された「福祉避難所*の確保・運営ガイドライン（内閣府）」に基づき、要配慮者等が発災時に直接避難が可能となる指定福祉避難所*について、始良市民間社会福祉事業所連絡会と連携し、令和４年度に１か所指定しました。今後は、受け入れに協力ができる事業所との協議を進め、指定福祉避難所の更なる拡充に取り組みます。

また、一般の指定避難所での生活が困難な方を対象とする二次避難所となる福祉避難所に

についても、引き続き始良市民間社会福祉事業所連絡会等と連携し、避難行動要支援者の支援体制整備に努めます。

④防犯と安全対策の推進

安全で安心して暮らしやすい地域づくりを進めるため、地域の関係団体や関係機関と連携を図りながら、防犯と安全対策活動に引き続き取り組みます。

【取組例】

- 警察、関係機関と連携した防犯知識、マナーの啓発・普及
- LED 防犯灯設置に係る支援
- 自治会、校区コミュニティ協議会、民生委員・児童委員による地域見守り活動
- 地域安全パトロール隊、自主防犯パトロール隊と連携したパトロール活動 等

⑤人にやさしいまちづくりの推進

生活や住宅に配慮を要する方の住まいの確保に関することや生活の安定、自立の支援などの取組の在り方を分野横断的に協議検討します。

また、公共施設や道路、公園、駅前広場等の整備について、始良市都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、バリアフリー※、ユニバーサルデザイン、交通環境と歩行空間の整備等を行い、災害に強く、誰もが安全に快適に暮らせるまちづくりを推進します。

⑥地域公共交通網の整備

始良市地域公共交通会議が中心となり循環バス等の整備や福祉有償運送等、公共交通網の整備に努めています。高齢者等の交通弱者にも配慮することで誰もが気軽に、安全で安心に公共交通網を利用できるよう整備します。

基本目標 2 「多様化する福祉課題への対応」

【施策】（１）多様なニーズに対応できる体制づくり

○施策の方向性

複雑化・複合化した福祉ニーズを把握し、支援に繋げるために、アンケート等による福祉ニーズの把握や、社会福祉協議会、関係機関と連携を図りながら、福祉ニーズに対応できる仕組みづくりを推進します。

■主な取組

①市民の福祉ニーズを把握する仕組みづくり

福祉に関するニーズ調査やアンケートなどを用いて、地域が抱える福祉課題の掘り起こしを強化します。また、地域包括ケアシステムの実現をはじめ、支援を必要とする人の個別課題や地域の福祉課題を把握し、それぞれの課題の解決につなげられるよう支援します。

②関係機関との連携によるニーズの把握

社会福祉協議会やNPO法人、各福祉施設、学校等の公的機関と連携を図りながら、支援者のネットワーク化やサービス提供主体のマッチング及び担い手の育成強化を図り、人、情報、サービスがつながる関係づくりを目指します。

そのために、生活困窮者自立支援調整会議、地域自立支援協議会、地域ケア個別会議※、要保護児童対策地域協議会等において、関係機関、福祉施設との意見交換を継続的に実施し、福祉ニーズの把握、共有と対応力の強化に努めます。

③庁舎内支援窓口の充実と連携強化

基本目標 1 で相談窓口について述べましたが、複合的な地域生活課題を抱える方を分野横断的、包括的に支援していくため、関係各課の連携強化に取り組みます。

【施策】（２）必要とする人に適切な情報を提供するための取組

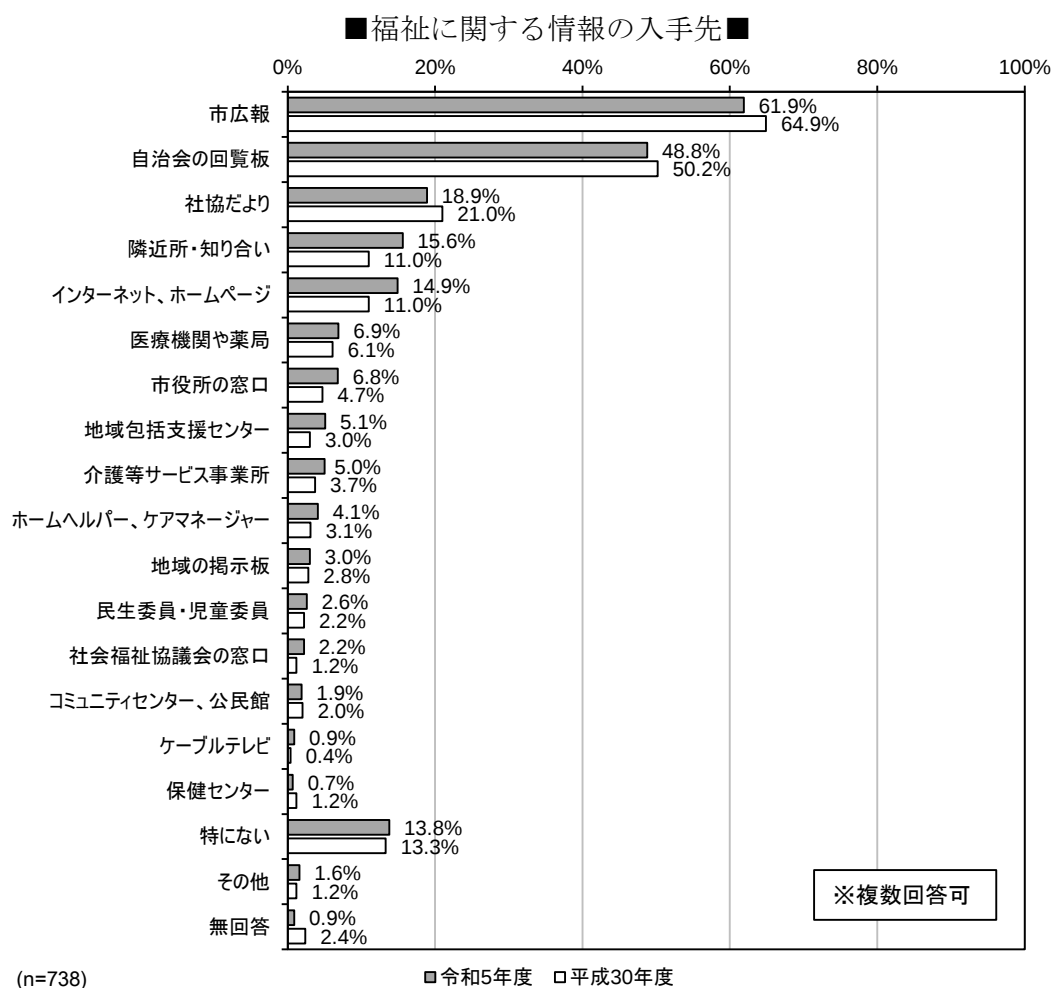
○施策の方向性

福祉サービス等を適切に選択していただくためには、支援内容やサービス内容について、支援を受ける人が正しく理解する必要があります。そのため、分かりやすい情報の発信や相談体制の充実に努めます。

■主な取組

①分かりやすい情報提供の推進

市民アンケートの結果では、福祉に関する情報について、多くの方が市の広報紙や自治会の回覧板等から情報を得ていることがわかりました。



広報誌を中心に継続的な広報活動に取り組むとともに、福祉団体等の活動内容について積極的に広報を行います。

【取組例】

- ホームページ、ラジオ、SNS 等を活用した広報活動
- 音声読み上げ等の情報アクセシビリティ※に考慮したホームページによる情報発信
- 出前講座、研修会、イベント等による広報活動
- 民生委員・児童委員、保護司会等の福祉団体の活動内容に関する広報強化 等

②多様な福祉サービスの情報発信

福祉施設、関係機関と連携し、福祉サービスの情報発信に取り組めます。

【取組例】

- 始良市社会福祉協議会等と連携を図りながら、子ども食堂などのインフォーマルサービスの情報発信に努める
- 各種福祉サービスに関するガイドブックの更新及び作成に努め、相談窓口での広報を強化する 等

【施策】（３）良質で多様な福祉サービス供給の仕組みづくり

○施策の方向性

良質で多様な福祉サービスを供給するために、サービスの供給主体の育成・支援や関係機関等との取組強化を推進します。

■主な取組

①社会福祉協議会との連携強化

始良市社会福祉協議会では、心配ごと相談、福祉サービス利用支援事業の他、本市の福祉事業として生活困窮者自立支援相談事業、ファミリー・サポート・センター事業、成年後見支援センター事業などを受託し、市民へのきめ細やかなサービスの提供を行っています。今後も事業運営等の支援を実施し、地域福祉推進のために連携を強化していきます。

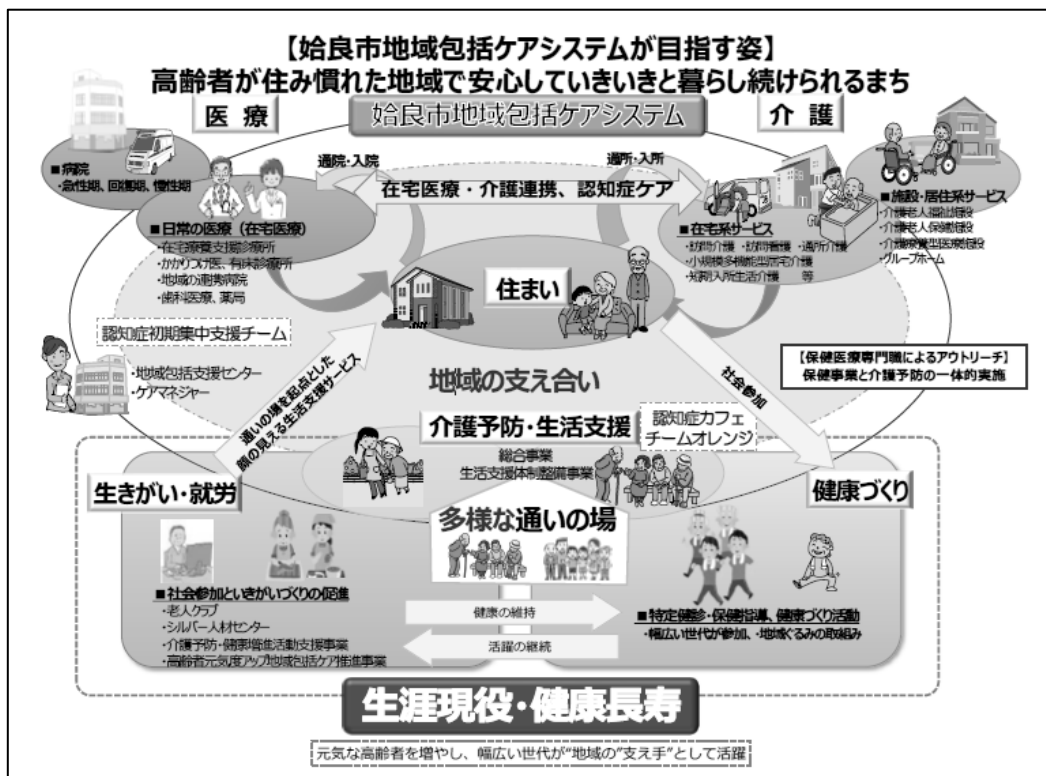
②民間福祉サービス事業者の育成・支援

保育施設や障がい者施設、介護施設など、社会福祉事業の多くは民間福祉サービス事業者により提供されています。法令の改正等の社会状況の変化や様々な事例・通達等、情報提供・情報共有に努め、必要なサービス利用のために支援を実施していきます。また、福祉サービス事業者の職員の資質向上に寄与するために、各種研修会の実施や案内に積極的に取り組みます。

③地域包括ケアシステム及び在宅福祉サービスの充実

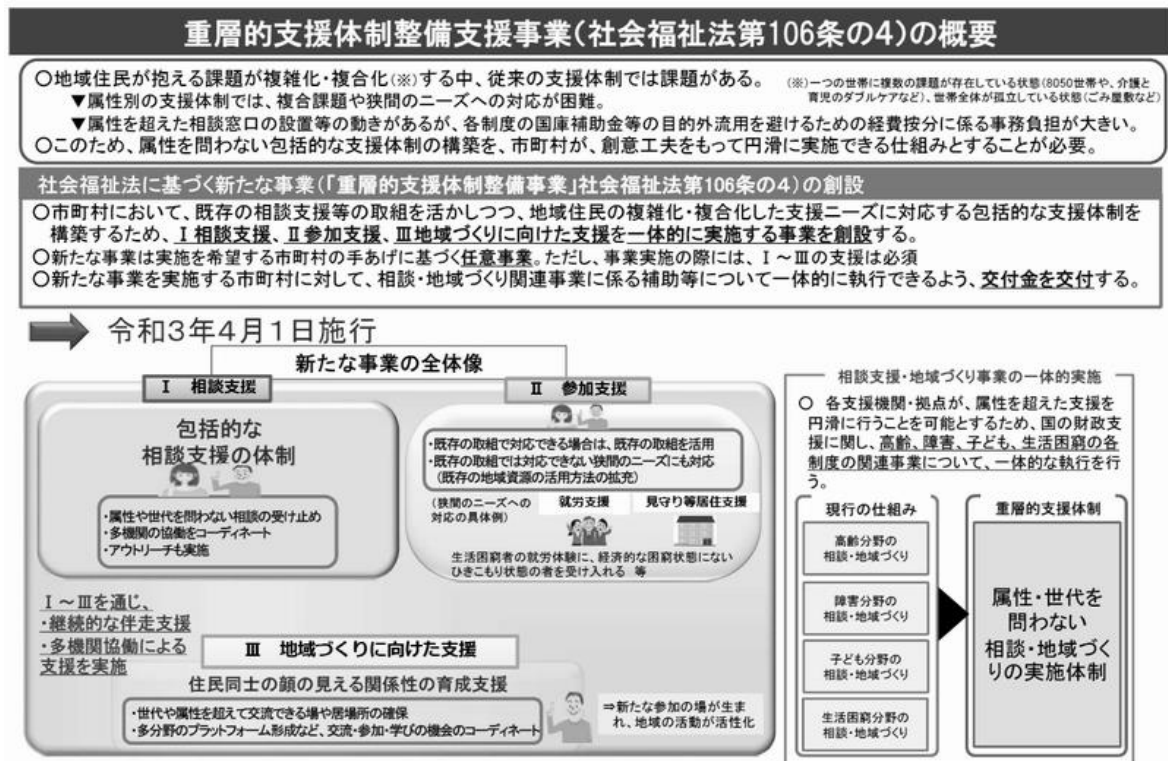
始良市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画や始良市障がい者計画・始良市障がい福祉計画・始良市障がい児福祉計画により、高齢者及び障がい者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの充実及び在宅福祉サービスの充実に取り組みます。

■始良市の地域包括ケアシステムのイメージ■



④重層的支援体制の整備

重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。



参照：厚生労働省資料

本市では、以下の事業について、既存の会議体の推進や地域資源の発掘を行いながら実施体制の整備を行います。

【主な事業内容】

● 包括的相談支援事業

- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
 - 支援機関のネットワークで対応する
 - 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
- (基本目標1【施策】(1)関連)

● 参加支援事業

- 社会とのつながりを作るための支援を行う
- 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

● 地域づくり事業

- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- 交流、参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

● アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- 支援が届いていない人に支援を届ける
- 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける
- 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

● 多機関協働事業

- 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
- 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- 支援関係機関の役割分担を図る

⑤庁内等における人材の育成

制度の狭間にある方や、複雑化・複合化している事例に対し、課題の本質を捉えた支援を実施するため、福祉行政において、包括的支援に関する職員研修機会の充実を図り、人材の育成を図ります。

基本目標 3 「地域と行政の協働による地域福祉の推進」

【施策】（１）総合的な地域福祉力の強化

○施策の方向性

校区コミュニティ協議会や自治会、ボランティア団体などの地域活動団体同士の連携や福祉施設などの関係機関、専門職等のネットワークを連携する取組を推進します。

また、校区や自治会単位で、各地域の課題を共有し、地域資源を活かしながら課題解決に取り組むことができる「地域福祉力」の構築や強化を図ります。

■主な取組

①地域活動団体や福祉施設等の連携・強化

校区コミュニティ協議会や自治会、民生委員・児童委員、福祉事業所、行政機関等が情報共有できる体制づくりに取り組むとともに、福祉施設と地域（子ども会、保育所、幼稚園、学校など）との交流を促進し、施設入所者の地域参加や生きがいがいづくり、福祉施設の地域参加のための取組を推進します。

また、児童や高齢者、障がい者、ひとり親家庭など、分野を越えた連携体制の強化を図り、地域福祉力の向上を目指して包括的な支援力の強化を図ります。

【取組例】

- 福祉事業所、校区コミュニティ協議会等が連携して実施する認知症の人への声かけ模擬訓練等への支援
- 福祉事業所、地域と連携した避難訓練の実施

②地域での交流活動の充実

校区コミュニティ協議会や自治会、NPO法人、地元企業等が実施する地域における交流行事等の活動を支援し、住民相互の交流やふれあいの機会が充実するよう取り組みます。また、子どもたちと高齢者といった世代を越えた交流や、介護中の方、子育て中の方など、同じ悩みを抱える方々の交流の場の充実を図ります。

③高齢者や障がい者の交流機会の充実

高齢者や障がい者が身近な地域で社会奉仕や生きがいを感じる活動を行うことにより、コミュニケーションの活性化や閉じこもり等による社会的孤立の防止、健康の維持増進が図られるよう支援します。社会福祉協議会が実施するサロン活動や、高齢者クラブの自主的な活動を支援するとともに、地域の交流行事に高齢者、障がい者、子ども、様々な主体が参加できるような取組を支援します。

【施策】（２）地域福祉を支える担い手の支援

○施策の方向性

ボランティア活動について、当事者組織への参加の機会や情報を提供し、ボランティア等の養成と活動支援の充実に取り組みます。

また、地域の活動に参加する機会の少ない人についても、活動のきっかけとなる機会や情報を提供し、地域福祉活動の新たな担い手として、地域活動への参加を促進します。

■主な取組

①ボランティア活動への参加促進

ボランティア活動の情報を広く市民に広報するとともに、福祉に関する講座等の機会にボランティアに関する情報や活動の場の提供などボランティア活動参加への支援を行います。

②ボランティア育成と活動支援

平常時からの地域住民同士の支えあい活動の重要性の認識を高めることを目的に、地域や福祉に関心のある人に活動のきっかけとなる学習会、研修会等の機会の提供を行い、地域福祉活動の次代を担う人材の発掘と育成に努めます。

また、ボランティアセンターを設置している社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動等への支援環境の充実を図ります。

③福祉関係のNPO活動の育成

第2章で記述したとおり、現在始良市には保健福祉分野に取り組むNPO法人が数多くあり、地域力の一翼を担っています。こうした保健福祉分野に係るNPO法人の設立に対し、効果的な支援を行うため、職員の専門的知識の習得に努めます。また、設立後も、既存のNPO法人を含め、活動を支援し、活動内容の充実化を図り、市、地域と協働して地域の福祉課題に取り組む体制づくりを推進します。

【施策】（３）地域共生社会の実現に向けた支援

○施策の方向性

自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等、様々な地域組織が地域活動の推進に重要な役割を担っていることから、今後も連携の強化や活動の支援に取り組みます。そのなかで、地域が抱える福祉課題等を発見し、地域での課題、情報の共有や活動を支える地域福祉のリーダーやファシリテーター*を担う人材の育成を推進するとともに、地域包括ケア体制における生活支援コーディネーターとの連携を強化し、地域共生社会の実現に向けた取組を支援します。

■主な取組

①地域の見守り体制や支えあい活動の強化

民生委員・児童委員、いきいきサポーター「えーど」登録者等の地域における相談支援活動への支援に取り組み、福祉分野における支え合いのネットワーク形成に向けた取組を推進します。

【取組例】

- 民生委員・児童委員、いきいきサポーター「えーど」登録者等の資質向上を目的とした研修機会の充実
- 緊急通報システム等を活用した見守りシステムの周知、活用促進
- 認知症の方に対する支え合いネットワークの形成に係る支援 等

②地域活動団体等の支援及び地域リーダー等の人材育成

自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等の地域活動団体が、地域福祉の推進体制確立に向けて取り組むことができるよう支援するとともに、各種団体と連携し地域福祉活動を主導的に進めるリーダー的人材の育成と確保ができるよう支援します。

さらにPDCAサイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:点検（評価）、Action:改善）を循環させ、継続的な人材育成体制を構築します。

③共同募金等の取組の推進や地域づくりにおける官民協働の促進

住民や地域活動団体が主体的に地域の課題を解決していく際には、そのための財源についても考える必要があります。公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や始良市共同募金委員会と協働し活用や促進を図ります。また、社会福祉法人による地域公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働等の取組を進め、地域活動団体や民間団体と市が一体となって地域づくりを推進します。

④補助事業を活用した地域づくり支援

自治会や校区コミュニティ協議会が実施する様々な事業や交流行事等の効果、効率性や住民の生活の質を高めるため、地域づくりに資する取組に対し、市や国、県等の補助事業を活用した活動支援に引き続き取り組みます。

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 策定の背景

本市の高齢者人口は、年間 300 人程度の増加で推移しています。それに伴い、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加も予想され、成年後見制度の必要性が高まっていくものと考えられます。

本市では、認知症や知的障がい、精神上の障がい等により物事を判断する能力が十分でない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、令和3年に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、「地域で支える体制づくり」「安心して暮らせる地域づくり」を基本施策に掲げ、成年後見制度利用促進に取り組んできたところです。

引き続き、令和5年度に実施した「地域福祉計画アンケート調査」や令和3年度から令和5年度にかけて実施した市内校区コミュニティ協議会単位の「地域座談会」の結果から見えた課題等や、国、県の動向を踏まえ、さらなる成年後見制度の利用促進を図るため、第2期成年後見制度利用促進基本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条の規定に基づく、市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画です。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律■

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は令和6年度から10年度までの5か年です。「始良市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」、「始良市障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康あいら21」、「自殺対策計画」の見直しに伴い、本基本計画を該当する部分に統合して行く予定です。

4 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神上の障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人（以下、「本人」）の権利を守る支援者（以下、「成年後見人等」）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見」と「任意後見」の2つの制度があります。

成年後見制度		類 型	概要	
	法定後見	後 見	日常生活において判断能力が欠けているのが通常の状態の場合、「成年後見人」が、本人に代わって各種契約や財産管理等を行い、本人を支援します。	低 ↑ 判 断 能 力 ↓ 高
		保 佐	日常生活において判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において、「保佐人」の同意を条件とすることにより、本人への支援を図ります。また、必要に応じて「保佐人」に本人に代わって契約等をする権限が認められることがあります。	
		補 助	日常生活において判断能力が不十分な場合、財産に関する特定の行為において、「補助人」の同意を条件として、「補助人」が本人に代わって特定の契約等をする権限により、本人への支援を図ります。	
	後任意見	判断能力のある人が、あらかじめ自ら「任意後見人」を選び、将来、判断能力が不十分になったときに、代わりにしてもらいたいことを事前の契約（任意後見契約）によって決めておく制度です。		

5 本市の現状について

(1) 制度に関する相談及び支援件数

本市では、令和4年度より始良市社会福祉協議会を中核機関に位置付け、「始良市成年後見支援センター」（以下、成年後見支援センターという。）を設置して、制度に関する利用相談や利用支援を行っています。成年後見支援センターに寄せられる相談、支援件数はともに増加しています。

■成年後見制度相談及び支援件数■

項目	R4年4～6月	R4年7～9月	R4年10～12月	R5年1～3月
相談件数	30件	50件	77件	77件
支援件数	0件	6件	3件	8件

資料：始良市社会福祉協議会

※支援件数は、成年後見制度の申立に係る申請支援件数

(2) 制度利用者数

成年後見制度の利用者数は、鹿児島家庭裁判所の集計によると、本市では196人となっています。（令和5年6月30日現在）

(3) 成年後見制度利用開始に係る審判申立て件数

成年後見制度を利用するためには、利用したい本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対し、後見等の開始の審判を申し立てる必要があります。申立てができるのは、原則として、本人、配偶者、親族（4親等内）となっています。

しかしながら、身寄りがない高齢者の方や障がい者など、自ら申立てを行うことが難しい方への支援等を目的として、本市では市長による成年後見制度に係る審判請求（市長申立て）を実施しています。

成年後見制度利用開始に係る家庭裁判所への申立ての総件数のうち、市町村長申立て件数が占める割合については、鹿児島県全体では22～23%で推移しているのに対し、本市では令和3年度は41.2%と県と比較し、高い水準になっていますが、令和4年においては15.8%と低い割合になっています。

■成年後見制度に関する申立て件数と市町村長申立て件数■

項目		R3年	R4年	増減
始良市	総件数	17件	19件	2件 増
	市長申立て件数	7件	3件	4件 減
	割合（※）	41.2%	15.8%	25.4% 減
鹿児島県	総件数	471件	457件	14件 減
	市町村長申立て件数	111件	101件	10件 減
	割合（※）	23.6%	22.1%	1.5% 減

資料：鹿児島県、鹿児島家庭裁判所加治木支部

※割合：申立ての総件数に占める市町村長申立て件数の割合

※各年、1月～12月の統計

（４）報酬助成件数

本市では活用できる資産や貯蓄がない等の理由で、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に報酬費用の助成を行っています。

助成件数は、令和3年度で4件、令和4年度で6件となっており、増加傾向にあります。

■成年後見制度に関する報酬助成件数■

項目		R3年度	R4年度	増減
始良市	高齢者	3件	4件	1件 増
	障がい者	1件	2件	1件 増
鹿児島県	高齢者	150件	144件	6件 減
	障がい者	77件	24件	53件 減

資料：長寿・障害福祉課、鹿児島県

（５）日常生活自立支援事業

成年後見制度を補完するものとして、「日常生活自立支援事業」という制度があります。日常生活自立支援事業は、認知症の症状がある人や、知的障がい、精神障がいのある方など、自己決定能力が低下しているために、様々な福祉サービスや日常的な金銭管理に困難を抱えている方を対象に、日常生活の支援をする事業です。利用相談などについては社会福祉協議会で行っています。

制度利用者は令和4年度末現在 87 人で、問い合わせや相談、援助等の支援数は年々増加しています。

■ 日常生活自立支援事業利用者数 ■

項目	R3 年度	R4 年度	増減
利用者数	77 人	87 人	10 人 増

資料：始良市社会福祉協議会

6 ニーズ調査の取組について

(1) 市民アンケートの結果について

●結果の見方

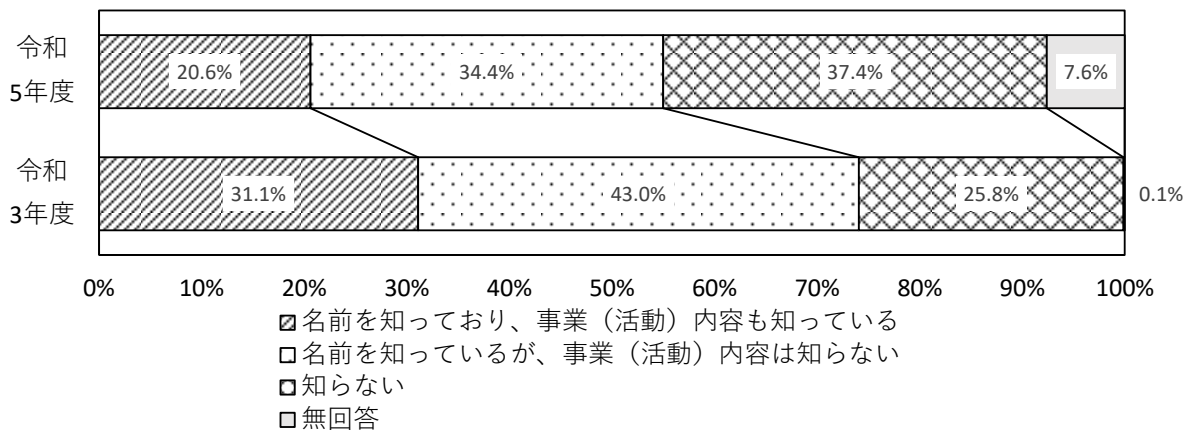
令和3年度の調査概要は以下のとおりです。また、図中の（n＝ ）は、各設問の対象者数（有効回答数）を表しています。

実施期間	令和3年10月～11月
対象者	市内在住18歳以上の市民2,000人 (無作為抽出)
回答数	724件（うち、郵送：563件、インターネット：161件）
回収率	36.2%

①成年後見制度の認知度

今回の結果を見ると「知らない」が37.4%と最も高く、次いで「名前を知っているが、事業（活動）内容は知らない」が34.4%、「名前を知っており、事業（活動）内容も知っている」が20.6%となっています。

令和3年度の結果を比較して、「名前を知っており、事業（活動）内容も知っている」は10.5ポイント減少していることから、制度の認知度が低下している傾向がみられます。



また、年代別に今回の結果を見ると、30歳～39歳、60歳～74歳は「制度の名称だけを知っている」の割合が最も高く、その他の年代では「知らない」と回答した方の割合が最も高くなっています。

令和3年度の結果と比較して、30歳～39歳の認知度は向上していますが、その他の年代では制度の名称を知らない方も多く、全世代における制度内容の周知が必要であることがわかります。

令和3年度

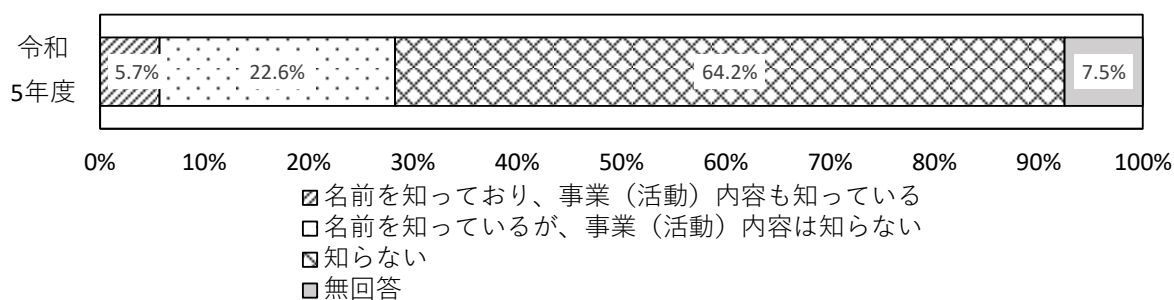
	回答数	制度内容を 知っている	制度の名称だけを 知っている	知らない	無回答
全体	724	225	311	187	1
	100.0%	31.1%	43.0%	25.8%	0.1%
18歳～19歳	10	1	2	7	0
	100.0%	10.0%	20.0%	70.0%	0.0%
20歳～29歳	41	10	11	20	0
	100.0%	24.4%	26.8%	48.8%	0.0%
30歳～39歳	83	28	23	32	0
	100.0%	33.7%	27.7%	38.6%	0.0%
40歳～49歳	106	36	43	27	0
	100.0%	34.0%	40.6%	25.5%	0.0%
50歳～59歳	84	32	39	13	0
	100.0%	38.1%	46.4%	15.5%	0.0%
60歳～64歳	64	19	32	13	0
	100.0%	29.7%	50.0%	20.3%	0.0%
65歳～74歳	191	68	87	35	1
	100.0%	35.6%	45.5%	18.3%	0.5%
75歳以上	145	31	74	40	0
	100.0%	21.4%	51.0%	27.6%	0.0%
年齢無回答	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

令和5年度

	回答数	制度内容を 知っている	制度の名称だけを 知っている	知らない	無回答
全体	738	152	254	276	56
	100.0%	20.6%	34.4%	37.4%	7.6%
18歳～19歳	10	0	3	7	0
	100.0%	0.0%	30.0%	70.0%	0.0%
20歳～29歳	39	8	14	17	0
	100.0%	20.5%	35.9%	43.6%	0.0%
30歳～39歳	73	18	28	26	1
	100.0%	24.7%	38.4%	35.6%	1.4%
40歳～49歳	100	24	31	41	4
	100.0%	24.0%	31.0%	41.0%	4.0%
50歳～59歳	108	19	40	46	3
	100.0%	17.6%	37.0%	42.6%	2.8%
60歳～64歳	64	19	23	19	3
	100.0%	29.7%	35.9%	29.7%	4.7%
65歳～74歳	171	38	61	60	12
	100.0%	22.2%	35.7%	35.1%	7.0%
75歳以上	169	26	53	58	32
	100.0%	15.4%	31.4%	34.3%	18.9%
年齢無回答	4	0	1	2	1
	100.0%	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%

②成年後見支援センターについて

令和4年度から市社会福祉協議会が実施している「成年後見支援センター事業」の認知度について結果を見ると「知らない」が64.2%と最も高く、次いで「名称だけを知っている」が22.6%、「内容を知っている」が5.7%となっています。



（2）地域座談会

市内校区コミュニティ協議会のご協力のもと、成年後見制度に関する地域のニーズや実態の把握などを目的に、令和3年度3か所、令和4年度9か所、令和5年度4か所の校区コミュニティ協議会において地域座談会を実施しました。



地域座談会では、「成年後見制度」と「身寄りがいない方への支援の在り方」の2つのテーマそれぞれについて「実際にあった事例」「そのときの解決策・対応」「地域で対応できること」の3つの視点でグループワークを実施しました。

ここでは、成年後見制度に関するグループワークでいただいたご意見等を掲載します（身寄りがいない方への支援の在り方については後述）。

◎ 地域座談会の中で出されたご意見等

※ 出されたご意見等の一部を要約して掲載しています。

実際にあった事例	そのときの解決策・対応
高齢者をターゲットとした訪問販売や工事業者の訪問の事例があった。	民生委員や家族がクーリングオフの手続きをサポートした。一方で、家族に言えず抱え込む高齢者もいる。
地域にいる独居高齢者の問題	老人ホームなど施設見学を勧めたことがある。
障がいを抱えた40代女性で、金銭管理ができない。親戚が管理していたが使い込み等のトラブルがあった。	本人が利用していた福祉施設に相談し、金銭等の管理をお願いした。
配偶者が精神疾患のある実姉の成年後見人になっている。	就任当初は大変そうであったが、現在は実姉が医療機関に入院しており、少しずつ成年後見人としての仕事に慣れてきている。
ある女性から「娘がお金を黙って使い込んで困る」との相談。娘夫婦に話を聞いてみると、事実ではなかった。本人に課題があり、認知症の疑い。	社協へ相談し、金銭管理（日常生活自立支援事業）に至った。
民生委員として、成年後見制度について相談されたことがある。	市役所の窓口へ繋いだ。

地域で対応できること
➤ サロン活動の中に、「成年後見制度」の説明を盛り込み、地域の方への周知を図る。 ➤ もしもに備えた「任意後見制度」の手続きの周知を行う。 ➤ 地域での見守り活動の中で、成年後見制度が必要な方がいたら市役所等へ繋ぎ、連携した支援を行う。 ➤ 関係性ができあがっていないと助言もできないため、「顔の見える関係性づくり」を心がける。 ➤ 日頃の付き合いの中で、「相談してもいいんだ」「頼っていいんだ」というような、信頼関係づくりのために、地域・親子などでの交流を深める。 ➤ 民生委員と自治会、コミュニティ協議会の意見交換の場を設定し、情報共有する。 ➤ 認知症であることを本人、家族が隠す必要はないという認識を地域で広めていく必要がある。 ➤ 日頃の見守り訪問活動の中で、認知症や知的・精神障がい等ある方については、2人1組で実施するようにしている。

その他成年後見制度に関するご意見

- 成年後見制度の利用が必要と思われる方が地域にいるが、手続きや相談窓口が分からない。
- 成年後見制度の類型（後見、補佐、補助）はどのように見極めるのか。
- 「後見は金持ちが行なうもので、苦しくて困っている人は利用できない」と思っている人が多い。
- 成年後見制度の周知がされていない。制度を知らなければ相談もできない。
- 現在、母親の面倒を見ているが、どのタイミングで成年後見制度へ繋ぐべきかが分からない。
- 手続きに時間がかかるイメージがある。スピーディーに行えるようにしてほしい。

7 施策の展開

本市を取り巻く社会情勢の変化や、ニーズ調査の取組によって見えてきた現状などを踏まえ、「第2期始良市成年後見制度利用促進計画」では、次の2つの基本施策を掲げ、実効性のある施策の展開に取り組めます。

基本施策1 地域で支える体制づくり

基本施策2 安心して暮らせる地域づくり

基本施策1 地域で支える体制づくり

(1) 地域連携ネットワークの構築

専門職（弁護士会、司法書士会、行政書士会及び社会福祉士会等）や福祉団体、地域団体、金融機関、行政機関等（以下専門職等という。）と連携及び協力し、支援を必要とする本人を中心とするチームを支える、権利擁護の地域連携ネットワークを構築します。

そのため、専門職等で組織される「始良市成年後見制度利用促進協議会」（以下、利用促進協議会という。）において、支援体制の在り方や制度利用に繋がる取組について協議し、成年後見制度の利用促進に努めます。

● 地域連携ネットワークの三つの役割及び具体的な取組

ア 権利擁護支援の必要な人の発見、支援

市、成年後見支援センターが、地域住民や民生委員・児童委員等から相談を受けることにより、権利擁護支援が必要な方（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状況であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人など）の発見に努め、必要な支援へ繋がります。

イ 早期の段階からの相談や対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐、補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、広報、周知を行い相談窓口等の体制を整備します。

ウ 意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用に関し、成年後見支援センターが中心となって、専門職等と連携及び協力し、支援体制を構築します。

(2) 中核機関（成年後見支援センター）の整備

地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを行うための中核機関（成年後見支援センター）を設置し、パンフレット等を活用した成年後見制度の周知、啓発や相談窓口の周知を行います。

また、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行のため、地域包括支援センター、基幹相談支援センター「あいか」等と連携を図り、地域における対応力を強化していきます。

● 中核機関（成年後見支援センター）の役割及び具体的な取組

ア 広報機能

- 成年後見制度にかかる講演会、研修会などの開催
- パンフレットや SNS を活用した広報

イ 相談機能

- 申立に関する相談支援

ウ 成年後見制度利用促進機能

- 受任者調整（マッチング）等の支援
 - 本人の状況に合わせた適切な後見人候補者の調整に係る体制整備

(ア) 担い手の育成・活動の支援

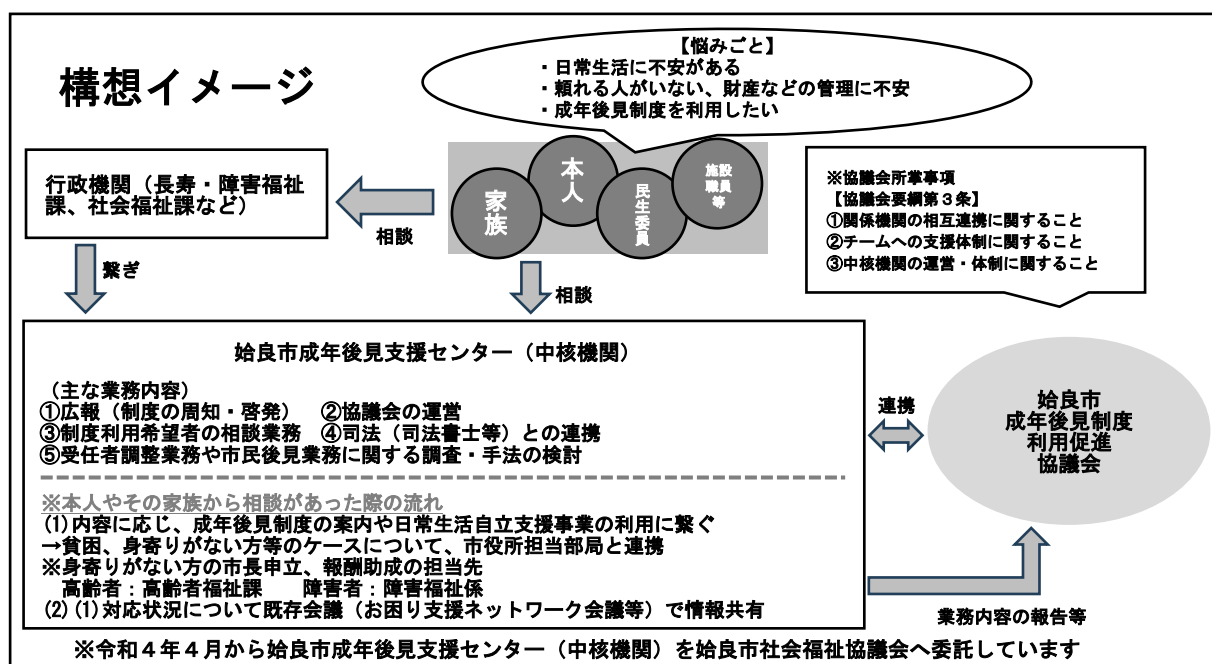
- 法人後見、市民後見の担い手などの育成・支援に向けた検討（養成研修内容の整備等）

(イ) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- 関連制度を利用している方のうち、制度利用が望ましいケースに関する調整及び支援

エ 後見人支援機能

- 成年後見支援センターにおいて、後見人等からの相談対応実施



基本施策2 安心して暮らせる地域づくり

(1) 見守り体制の整備

虐待や消費者被害等の権利侵害や支援の拒否（セルフネグレクト）など、判断能力が不十分なために自ら支援を求められず、権利や生活を守ることができない人のために、地域連携ネットワークに参加する関係団体や機関等と連携、共同して、支援の必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。

また、身近な相談窓口の周知に努め、行政窓口や市社会福祉協議会での相談受付体制を整備し、情報収集を行います。

(2) 成年後見制度の啓発と周知

成年後見制度は、判断能力が不十分な本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段です。そうした認識を地域連携ネットワークに参加する関係団体や機関等と共有し、利用を必要とする人や、支援を求める声を上げることができない人を発見し、支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどについて、理解してもらうよう努めます。

成年後見支援センターでは、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体や機関と連携しながら、パンフレット作製、配布、研修等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

(3) 予防的活用の促進

地域での生活で何か困難な状況が予想される場合には、補助、保佐類型の利用や、将来に備えての任意後見の活用を案内する等、早期の予防的視点を持ち支援します。

また、市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の利用には至らないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な方や身元保証人が存在しないために生活等に困難を抱えている方への支援など、成年後見制度利用促進の取組を通して明らかになった地域課題について、利用促進協議会等で検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度利用支援事業により、市長による審判の申立や後見人等への報酬助成を行います。また、本事業についてホームページ等により周知を行います。

(ア) 市長による審判の申立（市長申立）

判断能力が十分でない人が後見等を必要な状況であるにも関わらず、本人や親族等による申立てを行うことが難しい場合に、市長が家庭裁判所に後見人等の選任申立てを行います。また、資産状況により申立費用を助成します。

(イ) 後見人等への報酬助成

成年後見制度を利用している人で、報酬の負担が難しい資産状況である場合に、後見人等への報酬助成を行います。

日常生活自立支援事業等から成年後見制度に移行する際に、市長申し立てや報酬助成に繋がるケースがあります。成年後見制度を利用したい方が円滑に制度を利用できるよう、関係機関の連携を強化します。

(5) 成年後見人等担い手の確保と支援

現在、成年後見人等については、親族や、司法書士等の専門職、そして法人などがその担い手となっています。今後に向けては、担い手の確保のため日常生活自立支援事業専門員や利用支援員への支援の充実や市民後見人養成を検討します。また、親族後見人等の活動を支える体制の整備を行います。地域連携ネットワークやチームでの支援により、親族等が日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、親族等の孤立を防いだり、不正の発生を未然に防ぐ効果などもあります。

親族や地域と疎遠であったり、身寄りが無い被後見人等が死亡した場合、葬儀の手配や死後の手続きが円滑に進まないケースがあるため、市社会福祉協議会と連携し、死後事務について検討して行きます。

■目標とする指標■

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
始良市成年後見制度 利用促進協議会（回）	2	2	2	2	2
成年後見制度利用 支援事業（人）	9	9	9	9	9
市長による 審判請求（件）	9	9	9	9	9

8 計画の推進

「ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活保障）」、「自己決定権の尊重」、「財産管理のみならず身上保護も重視」という国の「成年後見制度利用促進基本計画」の基本的な考え方に基づいて、計画を実行していきます。併せて、計画の実効性を高めるため、計画に基づく取組の実施状況を検証し、計画の進捗状況を把握します。こうした推進の仕組みとして、Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検と評価)、Action(改善)のPDCAサイクルを活用し、実行性のある取組の推進を図ります。

第6章 身寄りがいない方への支援

1 「身寄り問題」とは

人々が困難に直面した際、通常は家族や親族といった身近な存在に援助を求めるのが一般的です。近年、親族が全く存在しない方や、核家族等の増加などにより、親や家族といった親族や近隣住民に頼ることができない方が増えています。その結果、身寄りがいない方（関係性上頼れない人も含む）が増加し、今後も増え続けると予測されています。

身寄りがいないことにより、「入院・入所等の連帯保証」「医療同意」「金銭管理」「死後対応」など様々な場面において不便が生じており、このような問題を「身寄り問題」と呼んでいます。

2 始良市の現状について

身寄り問題に関する状況を踏まえ、身寄りがいない方への支援のあり方について、校区コミュニティ協議会単位で座談会を実施しました。

◎地域座談会の中で出されたご意見等

※ 出されたご意見等の一部を要約して掲載しています。

実際にあった事例	そのときの解決策や対応
朝に届けたものが夕方まで玄関に放置されていた。裏口へ回ると倒れていることが分かった。	救急隊を呼んで対応してもらった。
コロナで家族が来られず、その間に倒れていることがあった。	地域包括支援センターやデイサービスに繋がれた。
独居高齢者で障がいがある方がいる。	スマホ等で定期的に連絡をとっている。
電気が点いたまま、ポストが溜まっている等で、訪問すると入院中や亡くなっている事例があった。	回覧版を回すときに異変がないか、班長が確認をするようにしているため、気づくことができた。
9年程前、孤独死の事例があった。	近所の方が警察や民生委員へ連絡し、葬祭は市が執り行った。

地域で対応できること
➤ 日頃から独居の方への声かけや見守り等、近所の方の協力も得ながら、地域で連携した対応をとることが必要。 ➤ 自治会の班長が、班長活動をしながら見守り活動を実施し、自治会長へ報告してもらっている。 ➤ 支え合いマップなどを活用し、身寄りが無い方などを把握していく必要がある。 ➤ 住民同士の関係づくりのためにも、自治会加入促進を行う。 ➤ エンディングノート等、元気な内に自己決定を行うよう周知する。

その他ご意見
➤ 身寄りがない方にこそ自治会に加入し、地域との繋がりを持ってもらいたい。 ➤ 独居高齢者へのアプローチにより、当事者に困りごとなどを認識させる必要がある。 ➤ 個人情報の問題で必要な情報が得られないケースがあり、継続した見守りが難しくなる。 ➤ 身寄りがあっても縁を切っているような関係の人もある。信頼を持てる人との関係づくりが大切。 ➤ もしもに備えて、「任意後見制度」「エンディングノート」「死後事務委任」など、成年後見制度等とセットで取り組むことが必要。 ➤ 支える側（サロンボランティアなど）が少なくなっている。

3 課題

本市を取り巻く社会情勢の変化や、地域座談会により見えてきた現状などを踏まえ、「身寄り問題」について以下の課題に取り組みます。

- (1) ガイドラインの見直し
- (2) 関係機関との連携強化
- (3) 「身寄り問題」に関する広報や啓発

4 施策の展開

3つの課題に対するそれぞれの取組を通して、身寄りがない方への支援について、施策の展開に取り組みます。

(1) ガイドラインの見直し

令和3年に医療機関や福祉事業所等を対象に作成した「身寄りがない方への支援の在り方ガイドライン」について、国や県の動向等を踏まえ、関係団体と協議の上、見直しを行います。

本ガイドラインは、始良市の医療機関や福祉事業所等の身寄りがない方を受け入れる立場にある方が活用するガイドラインとして位置づけ、身寄りがない方の施設入所等が円滑に行われるよう取り組みます。

(2) 関係機関との連携強化

医療機関や福祉事業所、校区コミュニティ協議会等の地域団体との情報共有に努め、支援体制の強化を図ります。また、見守り活動等に関する地域事例について、校区コミュニティ協議会等の地域団体を通じ情報提供を行い、地域の取組について支援を行います。

(3) 「身寄り問題」に関する広報や啓発

「身寄り問題」について、社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度等の権利擁護の仕組みやACP（アドバンス・ケア・プランニング）※の観点を取り入れたエンディングノート等により周知や啓発を行います。

第7章 再犯防止推進計画

1 計画策定の背景

我が国において、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にありますが、それを上回るペースで初犯者数も減少しているため、検挙された人数に占める再犯者の比率は、相対的に増加傾向にあります。総務省発行の「令和4年版 再犯防止推進白書」によると、平成15年の再犯者率が35.6%であったのに対し、令和3年の再犯者率は48.6%となっており、18年の間に13ポイント程増加しています。

国は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、新たな被害者を生まない「安全で安心な社会」の実現に寄与することを目的に、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下、「再犯防止法」という。）を施行し、平成29年に「再犯防止推進計画」を策定しました。また、再犯防止法第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」として、鹿児島県は、平成31年に「鹿児島県再犯防止推進計画」を策定しました。

犯罪や非行をした人の中には、地域に復帰する際に、仕事や住まいを確保することができず、地域で孤立してしまい、再び罪を犯してしまう人も少なくありません。罪を犯した人が再び地域に戻り、地域で役割をもち、社会に戻ることは、再犯を防ぎ、地域住民の安全で安心な生活にも寄与することと言えます。

2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止法第8条の規定に基づく、「地方再犯防止推進計画」であり、再犯を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるために、犯罪や非行をした人が孤立せずに、地域の一員として社会復帰できるよう、施策の推進を図ることを目的に、再犯防止推進計画を策定するものとします。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

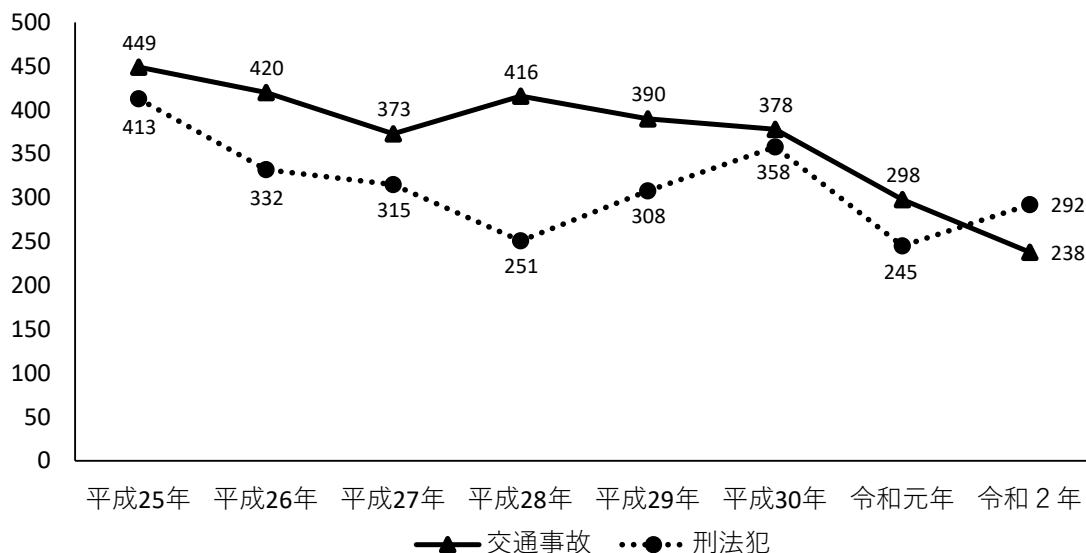
2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画の期間

本計画は、始良市地域福祉計画と一体的に策定することとし、計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年とします。

4 本市の現状

始良警察署管内における刑法犯の発生件数は、平成 25 年から平成 28 年にかけて減少傾向にありましたが、その後、平成 30 年まで増加に転じ、平成 29 年以降、300 件前後で推移しています。

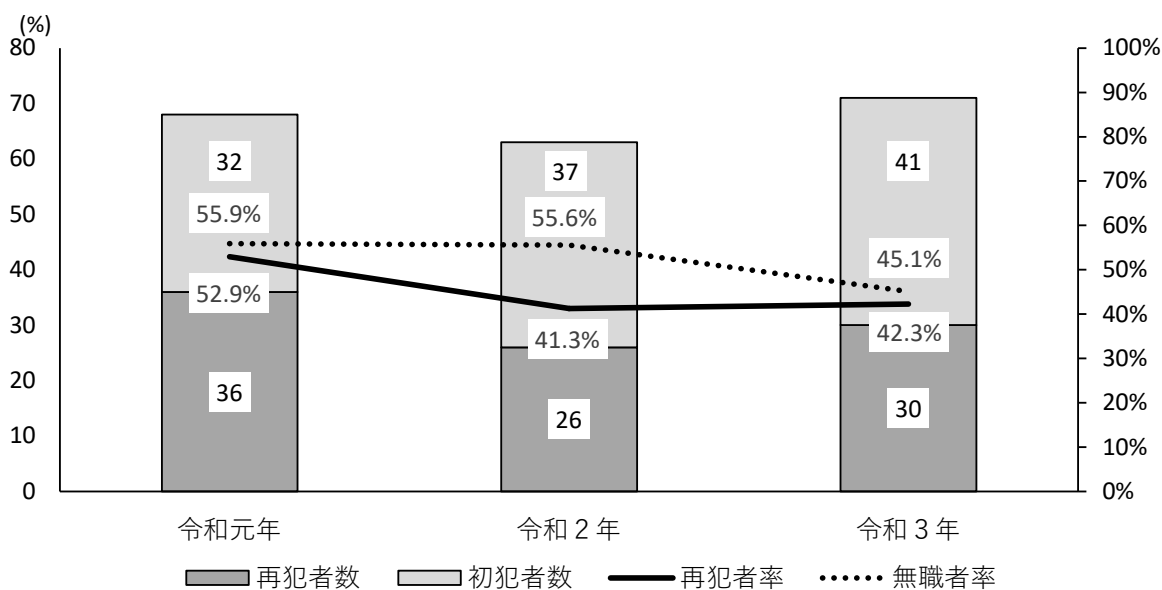


資料：始良市統計書（令和4年度版）

始良警察署管内で令和3年度に検挙された人員のうち、初犯者は41人、再犯者は30人で、再犯者率は約40%となっています。

また、刑法犯の犯行時の無職者の割合は約50%となっています。

始良警察署管内における刑法犯の検挙人員のうち再犯者率及び再犯時の無職者率



資料：法務省矯正局提供データを基に始良市作成

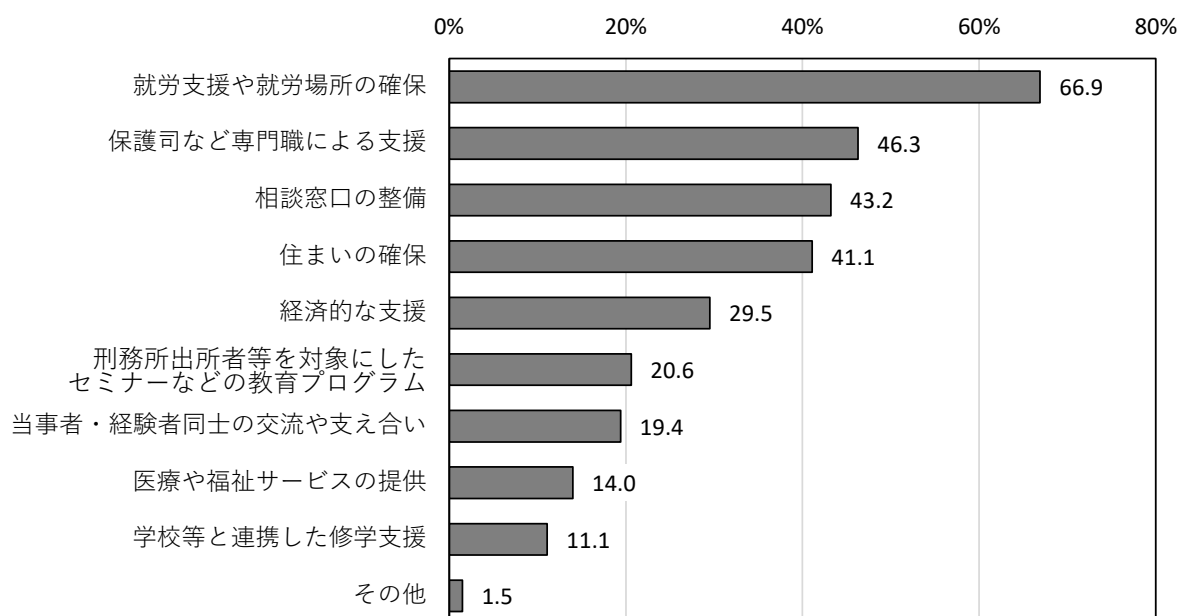
※刑法犯の検挙人員は少年を除いた人数で、無職者率は学生や生徒等を除いた割合

市民アンケートの結果によると、犯罪や非行をした人が地域に戻る場合に必要な再犯防止の支援策について、「就労支援や就労場所の確保」、「住まいの確保」、「保護司などの専門職による支援」についての回答が多くなっています。

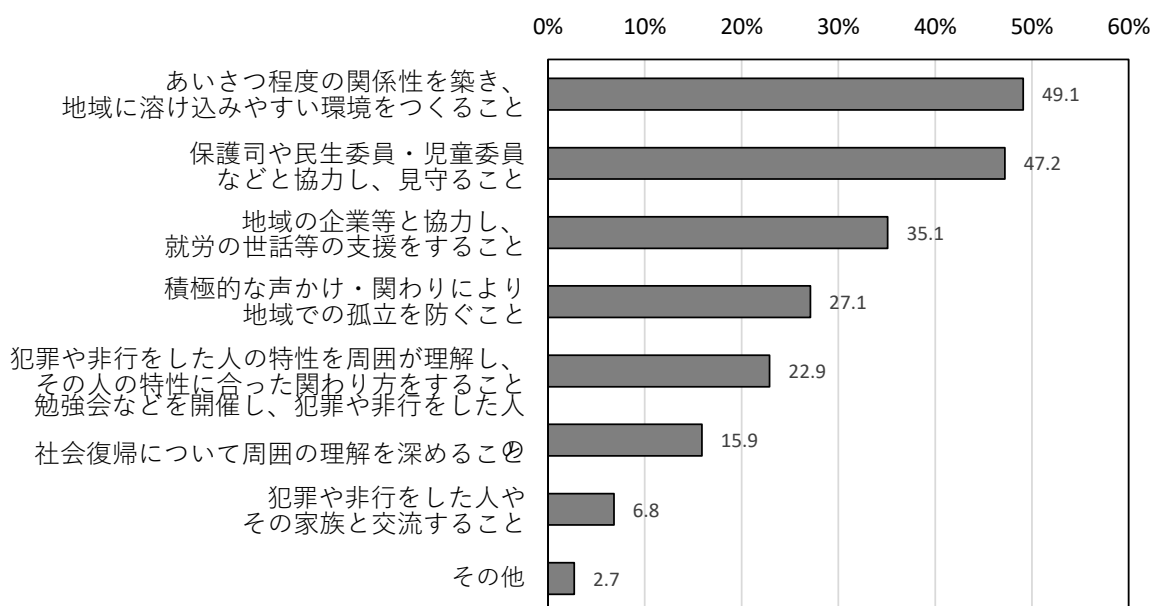
■犯罪や非行をした人が地域に戻る場合に必要な再犯防止支援■

犯罪や非行をした人の社会復帰を支えるために地域や周囲の人ができる支援については、「あいさつ程度の関係性を築き、地域に溶け込みやすい環境をつくること」、「保護司や民生委員・児童委員と協力し見守ること」など、「犯罪や非行をした人」として特別視することなく、地域の一員として支援していく回答が多くありました。

犯罪や非行をした人が立ち直るためには、専門職の支援も大切ですが、立ち直りを支える地域づくりを行うことが重要になります。そのために、更生保護ボランティアの活動や「社会を明るくする運動」に関する取組について周知や啓発を行うことで、再犯防止に係る理解促進に取り組みます。



■犯罪や非行をした人の社会復帰を支えるために地域や周囲の人ができる支援■



5 課題

国及び県の再犯防止推進計画と市民アンケートの結果を踏まえ、犯罪や非行をした人が地域で孤立することを防ぎ、再び地域社会の一員となることにより、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心なまちづくりに寄与するため、次の課題に取り組みます。

- (1) 関係機関や団体等との連携強化
- (2) 就労及び住居の確保
- (3) 保健医療、福祉サービスの利用の促進
- (4) 非行の防止と、学校と矯正施設等と連携した修学支援の実施
- (5) 民間協力者の活動の促進、広報や啓発活動の推進

6 施策の展開

5つの課題に対するそれぞれの取組を通して、安全で安心なまちづくりに寄与する実効性のある施策の展開に取り組みます。

(1) 関係機関や団体等との連携強化

鹿児島保護観察所や始良保護区保護司会などの関係機関や団体との連携を強化し、情報共有に努め、支援体制の強化を図ります。

(2) 就労及び住居の確保

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業や生活保護制度における就労自立促進事業などによる就労支援のほか、住居確保給付金の支給や建設工事入札参加有資格者格付けにおける優遇措置の実施を行います。また、市営住宅の提供などによる居住支援の在り方について検討します。

始良保護区保護司会やあいら協力雇用主会と協力し、協力雇用主についての広報や周知に努めます。

(3) 保健医療、福祉サービスの利用の促進

高齢者や障がい者等をはじめ、支援を必要とする犯罪や非行をした人に対し、適切な保健医療や福祉サービスなどに繋げられるよう、関係機関等と連携して相談支援や情報提供のさらなる充実に努めます。

(4) 非行の防止と、学校と矯正施設等と連携した修学支援の実施

子ども相談支援センター「あいぴあ」やスクールソーシャルワーカー等と連携し、子どもを取り巻く様々な学校、家庭等における問題の相談、支援体制を強化します。

また、地域における民生委員・児童委員の活動を支援し、声かけや見守りにより地域での孤立を防ぐ取組を推進します。

(5) 民間協力者の活動の促進、広報や啓発活動の推進

始良保護区保護司会の活動場所及び保護司確保に関する活動を支援し、更生保護事業の普及及び啓発に努めるほか、「社会を明るくする運動」への参加や協力を通じて、メッセージ伝達やパネル展示、横断幕の掲示などを行い、再犯防止に関する理解促進を図り、民間協力者の活動を促進します。

1 始良市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年7月13日告示第146号
改正

平成27年12月28日告示第679号
平成30年8月28日告示第435号
令和4年12月5日告示第534号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として、始良市（以下「市」という。）における総合的な地域福祉の推進を図るための始良市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するに当たり、始良市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の立案に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の策定の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・医療・保健関係者
- (3) 各種団体の代表者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) 市民公募による者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は計画の策定又は見直しの完了時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第2項各号に掲げる者のうち、その職により委嘱され、又は任命された委員がその職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を述べさせ、又は説明を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の所掌事項に係る成果等が取りまとめられたときは、遅滞なくこれを市長へ報告するものとする。

(提携)

第8条 市は、始良市社会福祉協議会と提携し、地域福祉計画の策定及び委員会の協議に当たり、事務を協働する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、社会福祉課に置く。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成23年7月13日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第679号抄）

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年8月28日告示第435号）

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（令和4年12月5日告示第534号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に委嘱又は任命されている委員は、この告示による改正後の始良市地域福祉計画策定委員会要綱の規定により委嘱又は任命を受けたものとみなす。

2 始良市地域福祉計画策定委員会委員名簿

区分	所属	氏名
学識経験者	鹿児島国際大学	高橋 信行
	鹿児島県弁護士会	西 選子
	鹿児島県司法書士会	神崎 優美
	鹿児島県社会福祉士会	牧山 千鶴子
社会福祉協議会	始良市社会福祉協議会	折田 浩二
地域団体	始良市校区コミュニティ協議会連絡会	野口 治将
	始良市民生委員・児童委員協議会連合会	土橋 兼成
	始良市高齢者クラブ連合会	木場 晃
	始良市身体障害者協議会	竹田 正利
	始良保護区保護司会始良支部	城下 司郎
福祉施設	始良市民間社会福祉事業所連絡会 (児童施設代表)	伊東 安男
	始良市民間社会福祉事業所連絡会 (障害施設代表)	久保 功介
	始良市民間社会福祉事業所連絡会 (高齢者施設代表)	杉田 文彦
	鹿児島県介護支援専門員協議会始良伊佐支部	福迫 智広
医療機関	鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会	渡辺 純子
市民代表	公募委員	今村 瑞男
	公募委員	上赤 成彦
市職員	始良市企画部	今別府 浩美
	始良市市民生活部	桃木野 靖
	始良市教育部	北野 靖往

3 用語集

あ行

アウトリーチ

英語で手を伸ばすこと。福祉などの分野における地域社会への奉仕活動、公共機関の現場出張サービスなどの意味で多用される。

アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

もしものときのために、当事者が望む医療やケアについて、前もって考え、家族や医療機関、当事者を支えるケアマネジャー等のケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組。

いきいきサポーター「えーど」

若者から高齢者までの幅広い方が個人ボランティアとして登録し、介護施設などでのボランティア活動や、在宅高齢者の生活支援の活動に対してポイントを付与する事業。

インクルーシブ教育

インクルーシブとは、包含している様を意味します。そのことから、すべての子どもが障がいの有無に関わらず共に学び、それぞれの教育的ニーズに合った教育を受けることができる教育体制のことを指します。

エヌ・ピー・オー（NPO）

「Non Profit Organization」。非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づき、一定の要件を満たした団体が、都道府県などからの認証を受け、法人登記を行い法人として活動している団体をNPO法人と言う。

オレンジテラス

子育てや介護、ひきこもりの家族、施設事業所の職員など、普段支援をされている方に対し、「癒し」「学び」「交流」をテーマにした支援者を支援するイベント

か行

虐待

力の強い者が、抵抗する力がない者が極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えること。虐待の内容には、直接的な身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待のほか、ネグレクト（無視、食事を与えない、病気になっても病院に連れて行かないなど）があります。

鹿児島県地域生活定着支援センター

保護観察所と協働で、矯正施設等に入所している高齢者や障がいのある方で、出所しても自立した生活を送ることが困難な方々に対し、自立した生活ができるよう、福祉サービス等へ繋ぐ支援を行う機関。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

校区コミュニティ協議会

小学校区を基本として、自治会や子ども会、高齢者クラブなどの各種団体が連携し、校区の目標や課題について話し合い、行動する場の協議会。

子育てコンシェルジュ

子ども及びその保護者等が身近な場所で、子育てに関する相談や助言、情報提供を行う相談員。始良市ではイオンタウン始良内に配置しています。

さ行

サルコペニア

加齢に伴って生じる骨格筋量と骨格筋力の低下を表す言葉。

社会資源

利用者の生活ニーズを解決していくための物的及び人的資源の総称。社会福祉施設、医療施設、ボランティア、企業、行政、地域の団体などのこと。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、住民が主体となり、地域住民やボランティア、社会福祉関係者、行政機関の参加や協力を得ながら、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指し活動する民間の社会福祉組織のこと。民間組織としての「自主性」と、会員である市民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持っています。

主任児童委員

児童福祉について、専門的に担当する児童委員。児童相談所と児童委員との連絡や調整にあたるなど、地域の児童健全育成活動の中心的役割を担います。

情報アクセシビリティ

ある情報について、身体の状態や能力の違いによらず様々な人から同じように利用できる状態やその度合いのこと。

性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを示します。

性自認

性別に関する自己意識のこと。「心の性」と言われることもあります。

た行

地域子育て支援センター

子育て家庭に対する育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどの育成や支援、地域の子育て資源の情報提供などを実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っている機関。

地域包括支援センター

公正かつ中立な立場から、①総合相談支援、②虐待の早期発見や防止などの権利擁護、③包括的及び継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントという4つの機能を担う地域の中核機関。

地域ケア個別会議

介護保険法の理念である自立支援や介護予防の観点を踏まえ、個別の事例について多職種でアセスメントを行う会議。市町村や地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種や民生委員等の地域住民等が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることを目的に実施しています。

な行

認知症カフェ

認知症の方やその介護家族などの当事者、専門職、地域の人々などが集まり、同じ状況の仲間が皆で認知症に向き合う場。

は行

8050問題

80代の高齢の親が、長期間引きこもる50代の子どもの生活を支えることで生じている社会問題。8050問題の長期化による9060問題への移行も問題となっています。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味を示す言葉。障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理

的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

ファシリテーター

グループや組織がより協力し、共通の目的を理解し、目的を達成するための支援を行う中立的な立場の人。

ファミリー・サポート・センター

市町村が設置運営し、育児の応援をしてほしい人と応援したい人が会員となって、地域で育児を助け合う会員組織。サービス内容は「保育施設までの送迎」、「子どもが軽度の病気の場合など、臨時的、突発的に子どもを預かる」などがあります。

福祉避難所、指定福祉避難所

福祉避難所とは、大規模災害発生時、小・中学校の体育館などの一般の指定避難所での生活が困難な方を対象とする二次避難所を指します。災害時にすぐに開設されず、甚大な被害が発生し、長期間の避難生活が必要とされる場合に開設されます。災害の規模や一般の指定避難所での状態や受入施設の状況により、市の判断に基づき開設され、受入れにあたっては、一般の指定避難所（一次避難所）で避難者の心身状態などを確認し、施設等の調整をしたうえで受入れ体制を整えることになります。

指定福祉避難所とは、避難所での生活に特別な配慮を必要とする方のための避難所で、要配慮者とその家族の直接避難が可能です。指定福祉避難所となる施設を日頃から利用している方とその介助者が受入れ対象となります。

フレイル

病気ではないけれど、年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態。

ヘイトスピーチ

人種、国籍、思想、性別、障がい、職業、外見など、個人や集団が抱える欠点と思われるものを誹謗や中傷または差別するなどし、さらには他人を扇動する発言などのこと。

保育士等サポート事業

保健師や臨床心理士、教育委員会指導主事等の専門職で構成する「始良市発達支援チーム」による保育士等への指導や支援を行う。

ま行

民生委員・児童委員

地域住民の生活や福祉に関する相談、問題解決の支援にあたる地域の身近な相談役。民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、また児童福祉法に基づく児童委員を兼務します。ひとり暮らし高齢者や困窮家庭への生活支援をはじめ、児童虐待や不登校の問題などにも関わり、地域福祉の中核となる存在です。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

ら行

ロコモティブシンドローム

加齢に伴う筋力の低下や関節や脊椎の病気、骨粗しょう症などにより運動器の機能が衰えて、要介護や寝たきりになってしまったり、そのリスクの高い状態を表す言葉。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

生活と仕事の調和のことを指し、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。



第3次始良市地域福祉計画

発行年月	令和6年3月
発行	鹿児島県 始良市
編集	始良市役所 保健福祉部 社会福祉課
所在地	〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111 FAX:0995-65-7112